

第2章 都市計画区域内の現状と課題

2-1 都市計画市民意向把握調査のまとめ

(1) 調査の概要

① 調査の目的

新見市都市計画マスタープランの見直しにあたり、都市づくりに必要な住民の生活基盤や都市基盤整備等に対する意向を把握し、新たな都市将来像の検討、都市づくりの目標設定に反映させていくために、アンケート形式による調査を実施しました。

② 調査の方法

ア 調査対象

- ・令和元年7月1日現在、本市に居住する満18歳以上の市民2,000人（外国人を除く）を対象としました。対象者は、住民基本台帳から地区別・年齢階層別に無作為抽出しました。

イ 調査方法

- ・郵送配布、回収方式

ウ 調査期間

- ・令和元年7月19日～令和元年7月27日

③ 回収結果

地域	配布数 (A)	回収数 (B)	回収率 (B/A*100)
新見地域中部 (都市計画区域内)	1,200	618	51.5%
新見地域中部 外	800	388	48.5%
住所不明	-	5	-
全体	2,000	1,011	50.6%

④ 回答者の属性

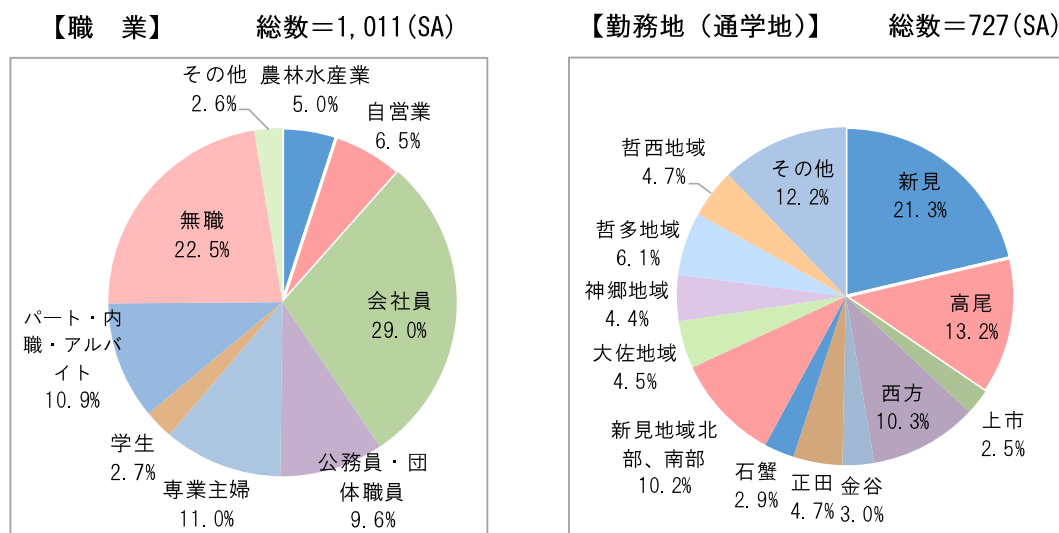
ア 性別・年齢

回答者の男女構成比に大きな差はなく、10歳代から70歳代までの各世代とも約1～2割の構成比を確保しており、幅広い世代からの回答を得られました。

イ 職業・勤務地（通学地）

職業は会社員(29.0%)、無職(22.5%)などの割合が高い状況でした。

勤務地(通学地)は新見市内が約8割を占め、なかでも旧新見市内が68.1%と高い状況でした。その他では、市域外での高梁市や岡山市の割合が最も高くなっています。

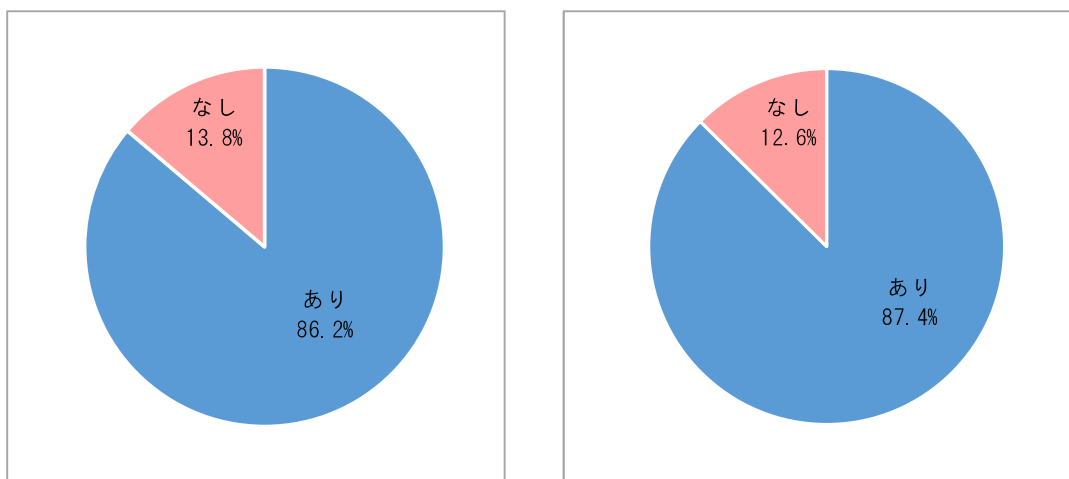


※無職・無回答を除く

ウ 運転免許及び自家用車の保有状況

運転免許、及び自由に使える車は、ともに約8割が「ある」としています。

【普通自動車免許の有無】 総数=1,011(SA) 【自由に使える車の有無】 総数=891(SA)



※不明・無回答を除く

(2) 集計・分析 ※代表事例：詳細結果は、巻末資料に添付

①生活環境評価

ア 現状の満足度

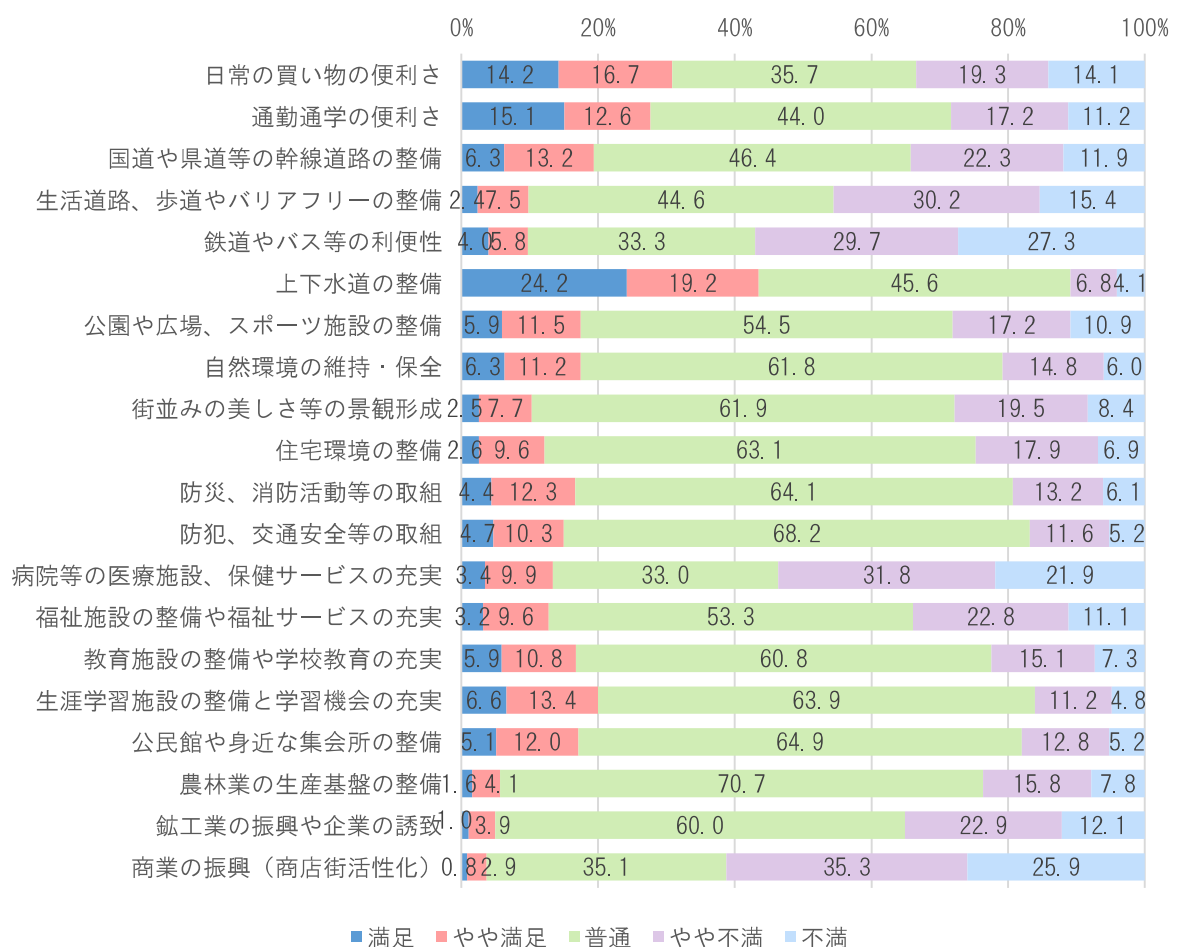
生活環境に関わる現状の満足度では、“上下水道整備”が高い評価です。

生活環境に関わる現状の満足度(満足+やや満足の合計)をみると、上下水道の整備に対する満足度が高くなっています。日常の買い物の便利さ、通勤通学の便利さは他の項目の評価と比べ、プラスの評価が多いですが、マイナスの評価も一定数ある状況です。

“商業の振興(商店街活性化)”や日常生活と関わりある“病院等の医療施設、保健サービスの充実”、“公共交通の利便性”は低い評価です。

一方で商業の振興(商店街活性化)が最も評価が低く、鉄道・バスなどの利便性、病院等の医療施設・保健サービスなど、日常生活と密接に関わりのある病院等の医療施設、保健サービスの充実、公共交通の利便性で満足度が低い状況となっています。

【現状の満足度】 (市全体)



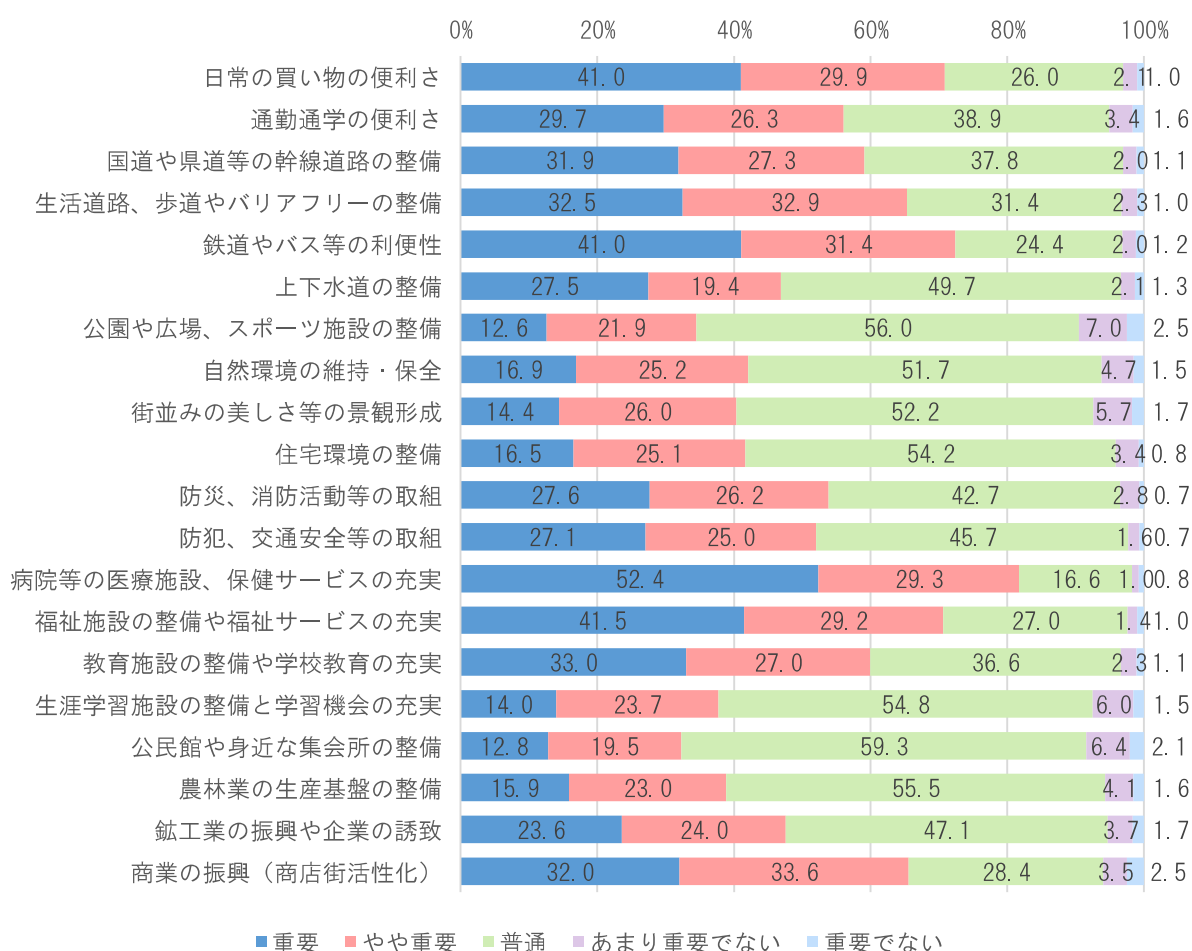
イ 今後の重要度

“病院等の医療施設、保健サービスの充実”、“福祉施設の整備や福祉サービスの充実”、“鉄道やバス等の利便性”や“日常の買い物の便利さ”が特に求められています。

生活環境に関わる今後の重要度（重要＋やや重要）をみると、病院や診療所などの医療施設の充実、高齢者や障がい者などの福祉施設の整備や福祉サービスの充実など、医療・福祉サービスの充実が特に求められていることがわかりました。

その他で重要度が高かったのは、鉄道やバス等の利便性、日常の買い物の便利さなどへの取組であることがわかりました。

【今後の重要度】 （市全体）

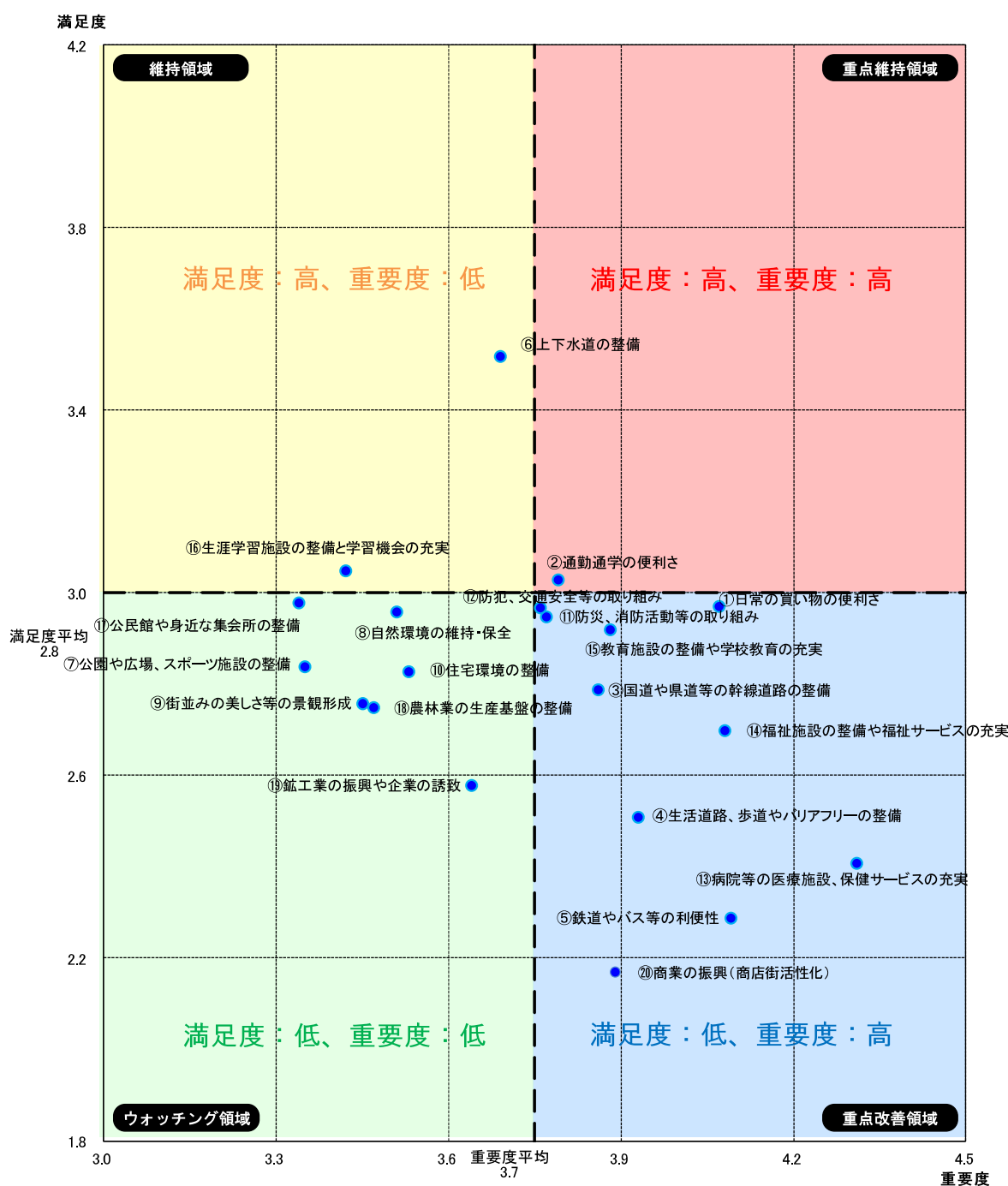


ウ 今後の取組の優先度(市全体 全世代)

取組優先度が高いのは“商業の振興”、“鉄道やバス等の利便性”、“病院等の医療施設・保健サービスの充実”です。

生活環境に対する「現状の満足度」と「今後の重要度」から、今後の取組の優先度について分析した結果、「商業の振興」や「鉄道やバス等の利便性」、「病院等の医療施設、保健サービスの充実」、「生活道路、歩道やバリアフリーの整備」、「福祉施設の整備や福祉サービスの充実」、「国道や県道等の幹線道路の整備」などが優先度の高い取組として挙げられます。

【今後の取組の優先度】 (市全体)

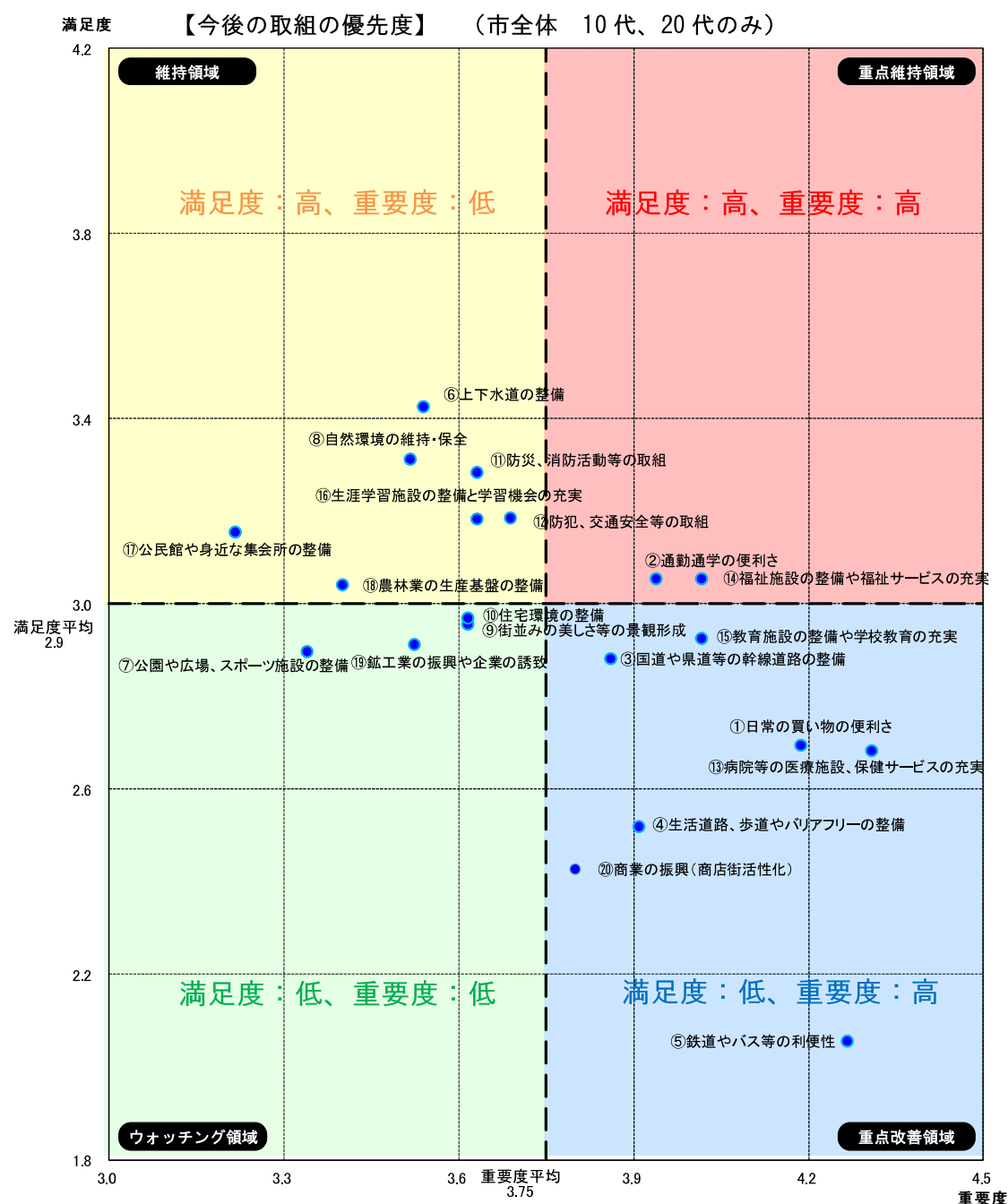


エ 今後の取組の優先度(市全体 10代、20代のみ)

取組優先度が高いのは“鉄道やバス等の利便性”、“商業の振興”、“生活道路、歩道やバリアフリー整備”です。

取組の優先度が高いのは、「鉄道やバス等の利便性」、「商業の振興(商店街活性化)」、「生活道路、歩道やバリアフリー整備」です。

市民全体と比較すると、全体的に満足度は高いが、一方で、「日常の買い物の便利さ」は、満足度が低く、重要度が高い(今後の取組の優先度 市全体 10代、20代のみ)ため、若い世代のニーズがより高いです。



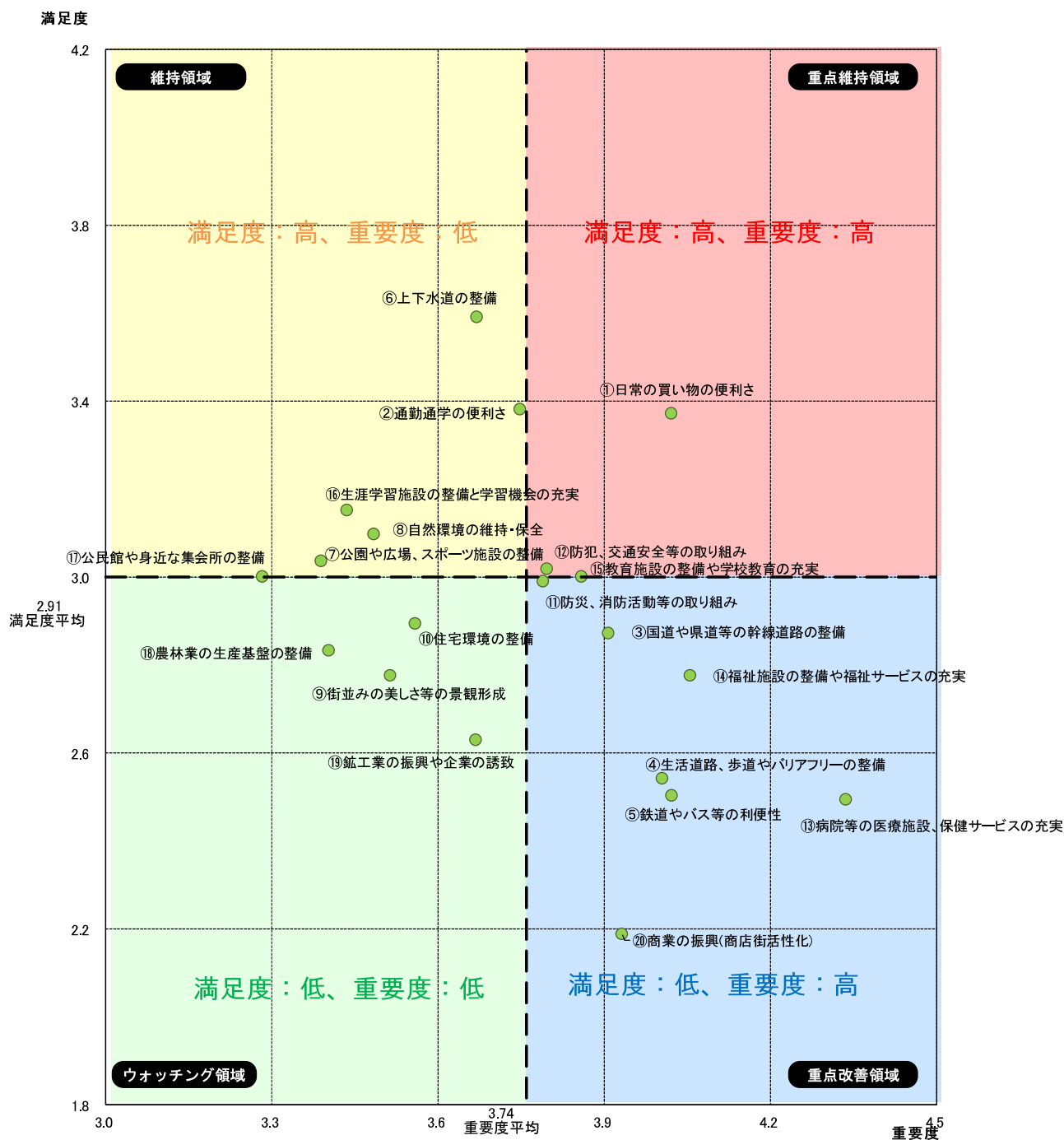
※10代、20代(70サンプル)は都市計画区域内が大半を占めているため、市全体のみを分析しています。(参考：都市計画区域外の10代、20代は19サンプル)

オ 今後の取組の優先度（都市計画区域内 全世代）

都市計画区域内では“商業の振興”や“病院等の医療施設、保健サービスの充実”や“鉄道やバス等の利便性”が高くなっています。

都市計画区域内の生活環境に対する「今後の取組の優先度」について分析した結果、「商業の振興」、「病院等の医療施設、保健サービスの充実」や「鉄道やバス等の利便性」が高くなっています。

【今後の取組の優先度】（都市計画区域内）



2-2 現状の都市構造と特性の分析

岡山県が実施している都市計画基礎調査等の結果から、本市の現状の都市構造と特性について以下に整理します。

(1) 本市の沿革

岡山県の北西部、高梁川の源流域に位置し、東は真庭市と南は高梁市に、北は鳥取県日野郡、西は広島県庄原市に接するまちです。

古くは、「たたら製鉄」が盛んに行われ新見庄などの荘園として栄え、平成 17 年の大合併を経て新たな「新見市」が誕生し現在に至ります。

本市は、岡山県の北西部、高梁川の源流域に位置し、東は真庭市、南は高梁市に、そして北は鳥取県日野郡、西は広島県庄原市に接しています。

古くから、砂鉄から鉄を取り出す「たたら製鉄」が盛んに行われ、平安時代末期には、新見庄、永富保などの荘園が整えられました。現在も、新見庄の荘園領主であった京都東寺には、関係文書が多く残されています。

江戸時代になり、元禄 10 年に関備前守長治が初代新見藩主として移封された新見藩、高梁の松山藩、幕府直轄の天領に分割されました。

明治時代の廃藩置県を経て、明治 8 年に岡山県に合併されました。同 22 年に市町村制が施行され、以降阿賀郡（旧北房町を除く）と哲多郡が合併して阿哲郡となり、昭和 30 年頃の「昭和の大合併」などを経て、新見市、大佐町、神郷町、哲多町、哲西町となり、それぞれ 50 年余りの歴史を刻みました。

そして平成 17 年 3 月、新見市と大佐町、神郷町、哲多町、哲西町が合併し、新たな「新見市」が誕生し現在に至ります。



(2) 新見都市計画区域の概況

総合的に整備、開発及び保全する必要のある区域（約 2,900ha）として、昭和 43 年 12 月に決定しています。
津山広域都市計画区域等と連携し、県北西部の中心的な役割を担うことを期待しています。

本市域のほぼ中央の位置に東西 6.8km、南北約 8.5km、面積約 2,900ha の都市計画区域を指定しています。

本区域は、旧新見市市街地を中心に、総合的に整備、開発及び保全する必要のある区域として昭和 43 年 12 月に決定しました。

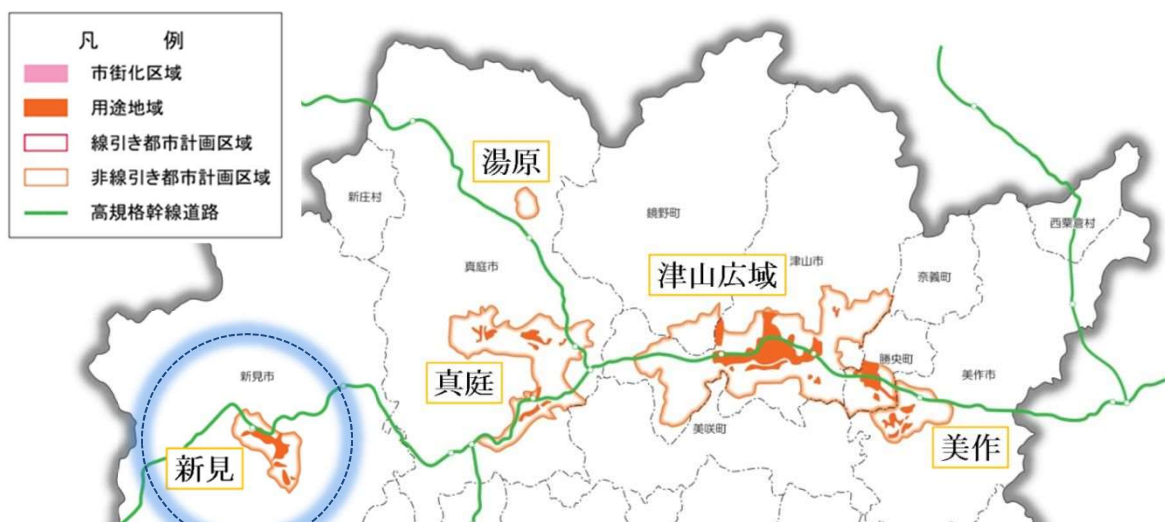
区域区分（市街化区域と市街化調整区域の区分）はしていませんが、地域の特性を活かした都市計画区域として、岡山県南広域都市計画区域や津山広域都市計画区域の「地方生活圏中心都市」と連携しつつ、県北西部の中心的な役割を担うことが期待されています。

都市計画区域等の指定概要と求められる主な機能

区域名	区域の面積、位置及び範囲	求められる主な機能
新見 都市計画区域	2,900ha 新見市 (行政区域の一部)	・地方生活圏中心都市と連携しつつ、それらに準じた都市的サービスを提供するための集積など

資料：新見都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（岡山県）より

新見都市計画区域と岡山県北における他の都市計画区域の位置関係



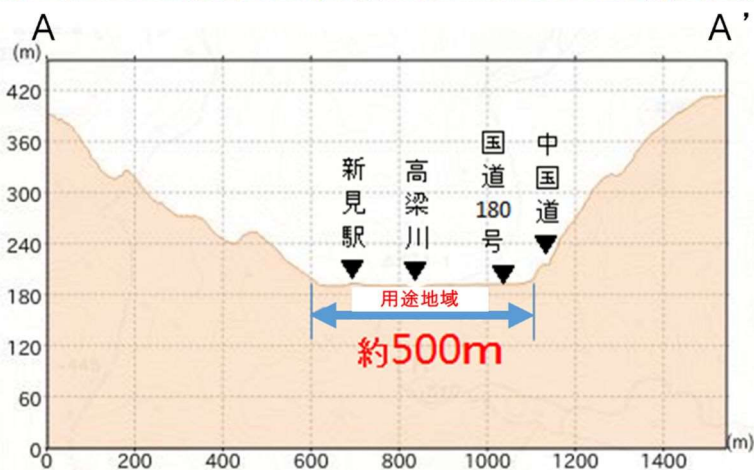
資料：新見都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（岡山県）

(3) 地形

本市の中央部の都市計画区域では、高梁川兩岸に都市的利用が集中しています。

本市は中国地方の脊梁地帯に位置し、市域の中央を南北に縦断して高梁川が流れています。

兩岸には、細長く平地が断続的に形成されています。市域の中央部では農地や宅地等に活用される平坦地や、緩やかな丘陵地が連続し、都市的利用が集中していることから、都市計画区域として決定しています。



新見市航空写真（都市計画区域）と市域の主な地形断面

出典：国土地理院ウェブサイト (<https://maps.gsi.go.jp/#13/34.946177/133.485947/&base>)

※グラフは始点～終点間を300等分した各点の標高値より作成

(4) 人口

① 総人口の推移・見通し

本市の人口は、生産年齢人口と共に一貫して減少傾向にあります。
 国立社会保障・人口問題研究所による将来推計では、令和37年(2055年)には1万1千人程度になると推計されています。

本市の人口は、生産年齢人口と共に一貫して減少傾向にあります。

国勢調査による平成27年人口は30,658人であり、国立社会保障・人口問題研究所による「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」によると、令和27年(2045年)には14,868人(現在の約半数)まで減少し、令和37年(2055年)には11,025人(現在の半数以下)になると推計されています。

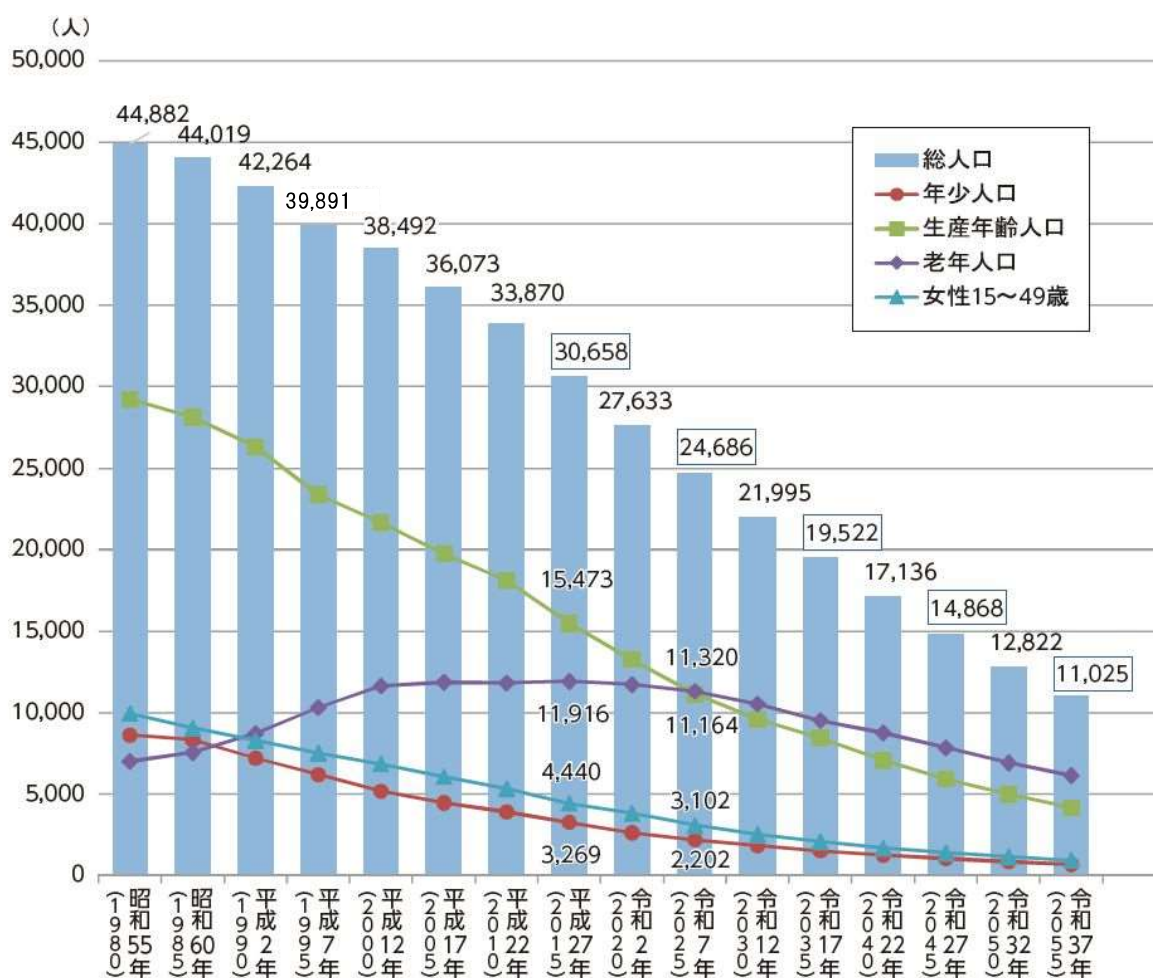


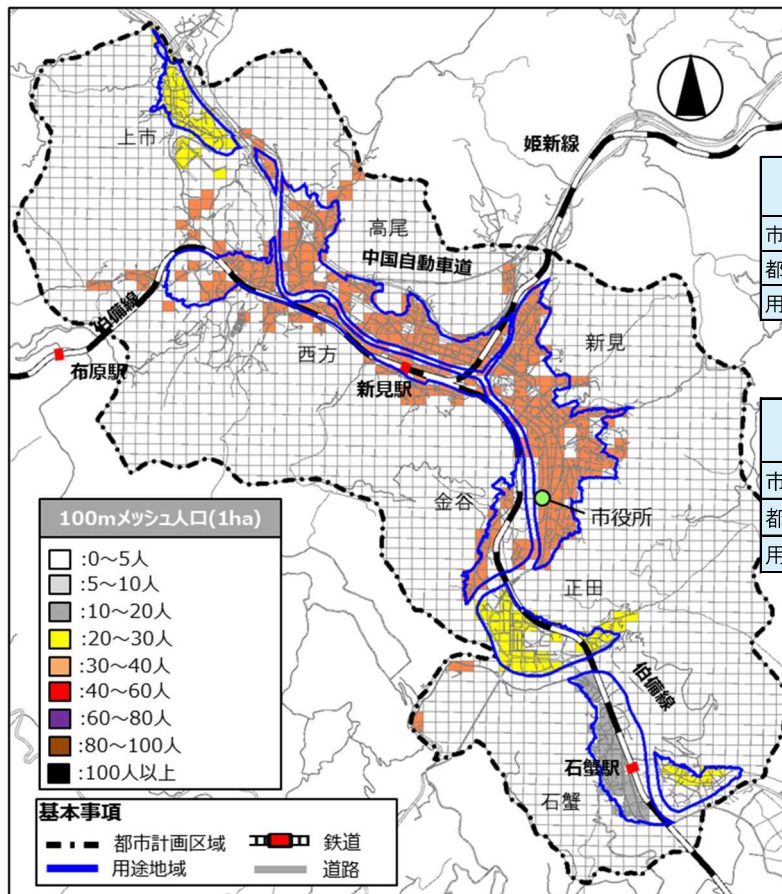
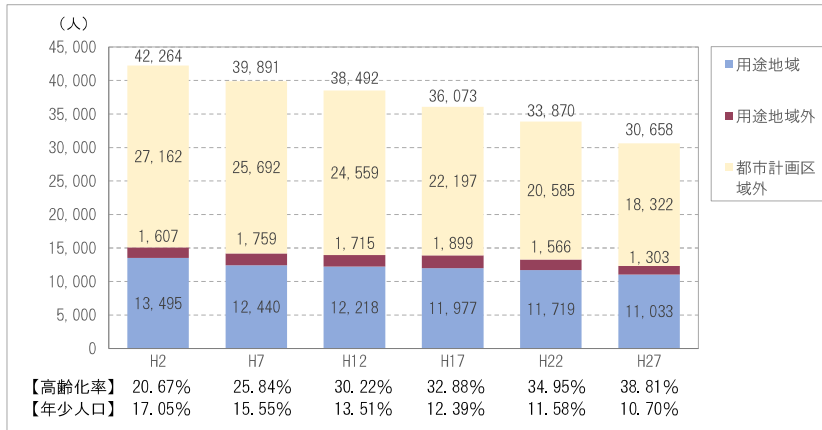
図 新見市の総人口及び将来推計人口の推移

資料：各年 国勢調査(総務省統計局)日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)(国立社会保障・人口問題研究所)

② 都市計画区域内の人口

都市計画区域内(用途地域内+用途地域外)、都市計画区域外ともに人口減少が続いています。用途地域内は年々、人口減少にあり、用途地域外は横ばい傾向にあります。

都市計画区域別にみると、都市計画区域内(用途地域内+用途地域外)、都市計画区域外ともに人口減少が続けていますが、特に都市計画区域外での人口減少が著しくなっています。また都市計画区域内では、用途地域内は年々、人口減少にあり、用途地域外は横ばい傾向にあります。



【H7 年人口】

区域	人口 (人)	人口密度 (人/ha)
市全域	39,891	—
都市計画区域	14,199	5.5
用途地域	12,440	35.5

【H27 年人口】

区域	人口 (人)	人口密度 (人/ha)
市全域	30,658	—
都市計画区域	12,336	4.77
用途地域	11,033	34.87

図 都市計画区域内人口の推移と分布

資料：各年 国勢調査(総務省統計局)／平成 20・29・30 年都市計画基礎調査

③ 人口集中地区（DID）の変遷

人口集中地区（DID※）は、市街地南部から北部にかけて拡大してきました。
しかし、市街地北部（西方、高尾）では、平成2年から平成27年にかけて、DIDから外れる地域も出始めています。

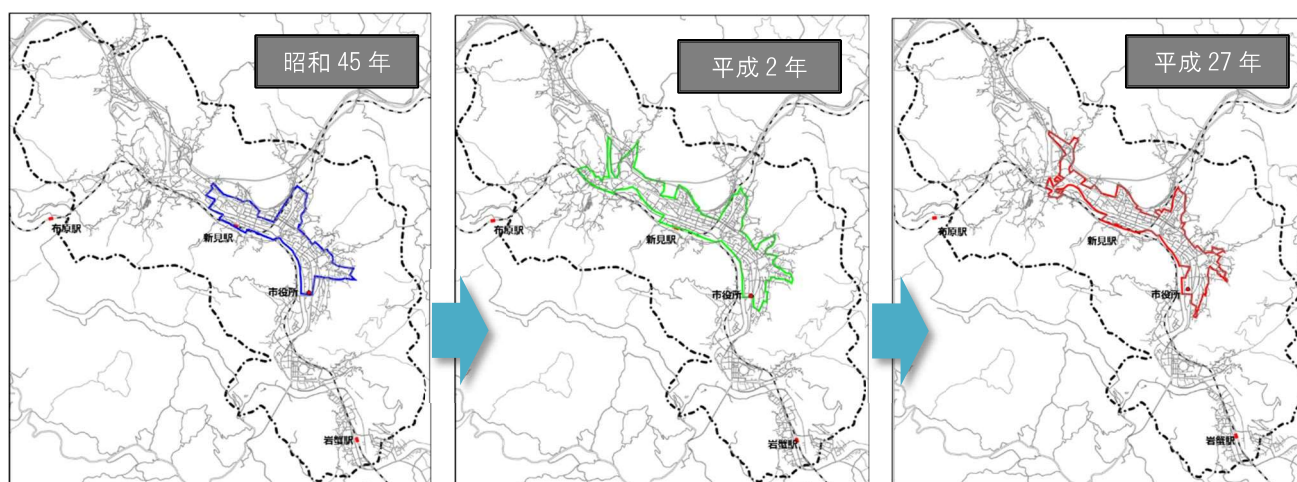
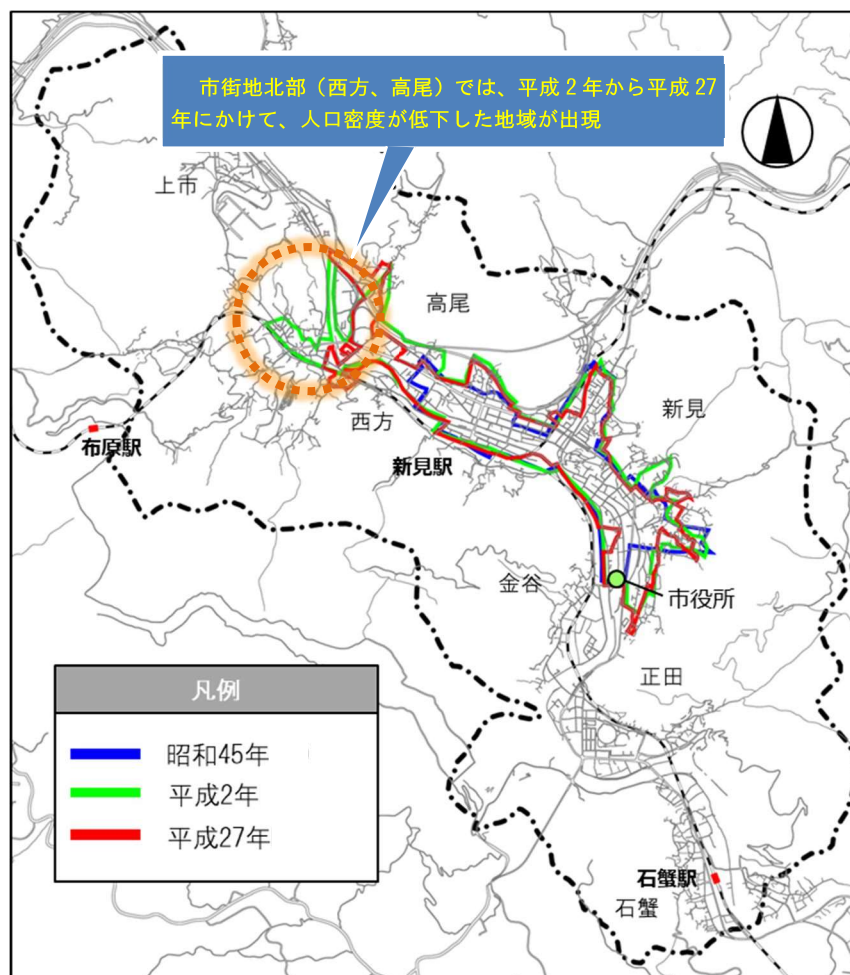


図 新見市のDID人口集中地区の変遷

※市区町村の区域内で人口密度が4,000人/km²以上の基本単位区（調査区）が互いに隣接して人口が5,000人以上となる地区

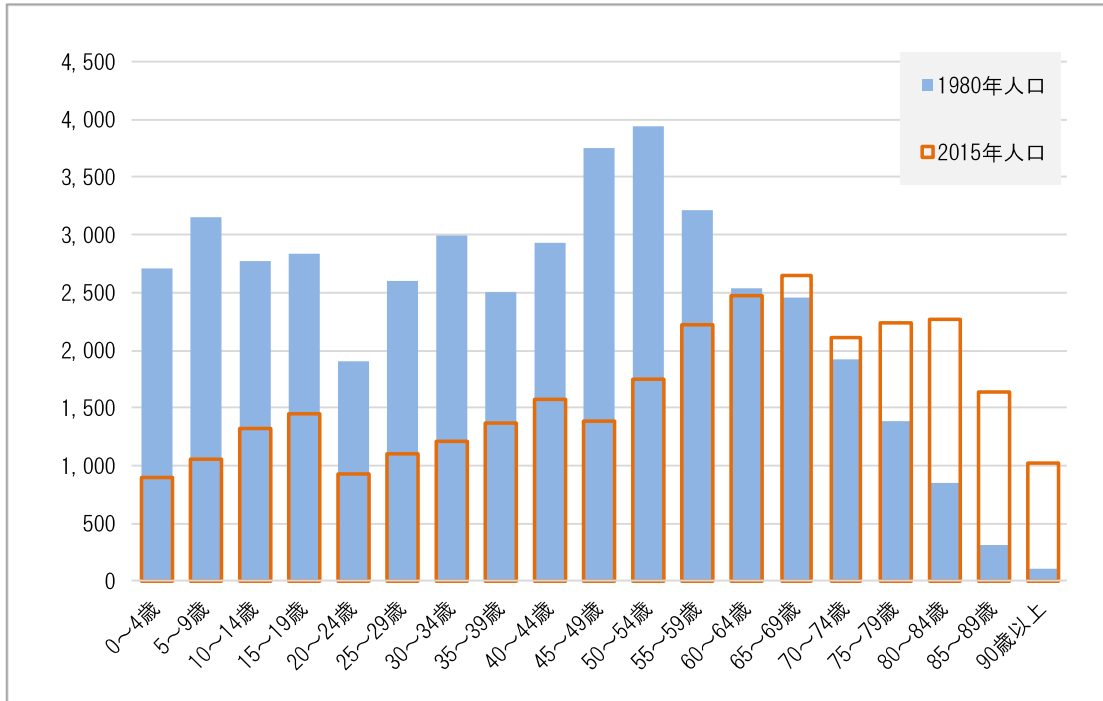
出典：国土数値情報「DID人口集中地区」

④ 年齢別人口

65 歳以上の割合（高齢化率）は、約 30 年後には人口の約半分(52.9%)を占めると推測されます。

65 歳以上の割合（高齢化率）は、平成 27 年(2015 年)時点は 38.8%であり、30 年後の令和 27 年(2045 年)には 52.9%になるものと推測されます。

昭和 55 年と平成 27 年の 5 歳階級別・男女別人口を比較すると、35 年間で年少人口(0 歳～14 歳)及び生産年齢人口(15 歳～64 歳)の減少が進む一方、80 歳代以上の高齢者層の大幅な増加が特に顕著となっています。



昭和 55(1980) 年

平成 27(2015) 年



図 新見市の 5 歳階級別・男女別人口の比較

資料：各年 国勢調査(総務省統計局)

⑤ 流入・流出別人口

流出人口の伸び率は高梁市との結びつきが依然強く、新見市を中心とした就業活動は近年広域化しているものと推察されます。

平成2年から平成27年までの流入・流出人口の伸びを見ると、倉敷市、岡山市、総社市からの流入は伸びており、流出では高梁市への流出傾向は依然強く、新見市を中心とした就業活動は近年広域化しているものと推察されます。

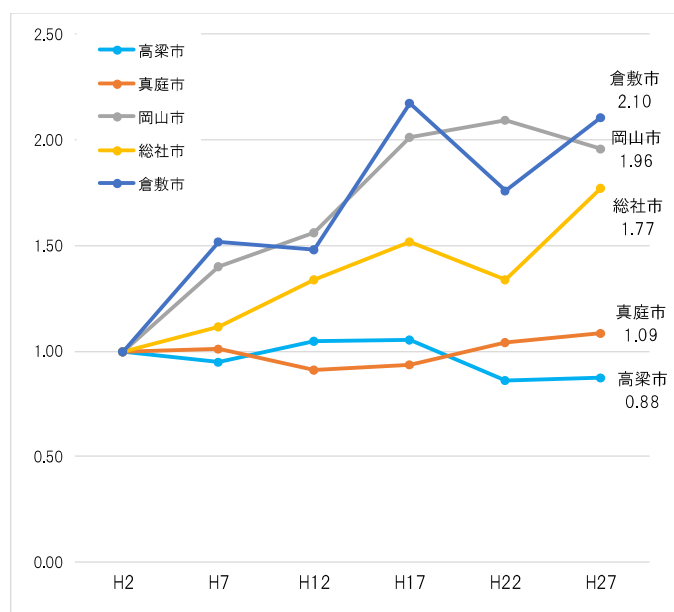


図 新見市への流入人口の伸び率の推移 資料：「各年国勢調査結果」（総務省統計局）

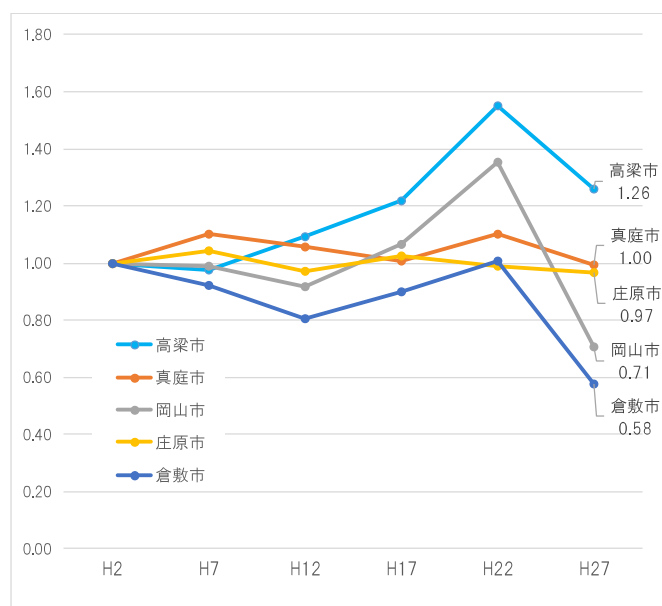


図 新見市からの流出人口の伸び率の推移 資料：「各年国勢調査結果」（総務省統計局）

⑥ 産業別人口

本市の産業分類別従業員数は、20年前と比べ約7割の規模にまで減少しています。20年前と比べ、本市の一次産業は、約6割、本市の二次産業は5割程度の規模にまで減少しています。

本市の産業分類別従業員数は、20年前と比べ約7割の規模にまで減少しています。（平成27年：14,373人）また、本市の全産業の従業員数も一貫して減少傾向にあります。

20年前と比べ、本市の一次産業は約6割（57%）、本市の二次産業は5割程度（53%）の規模にまで減少しています。

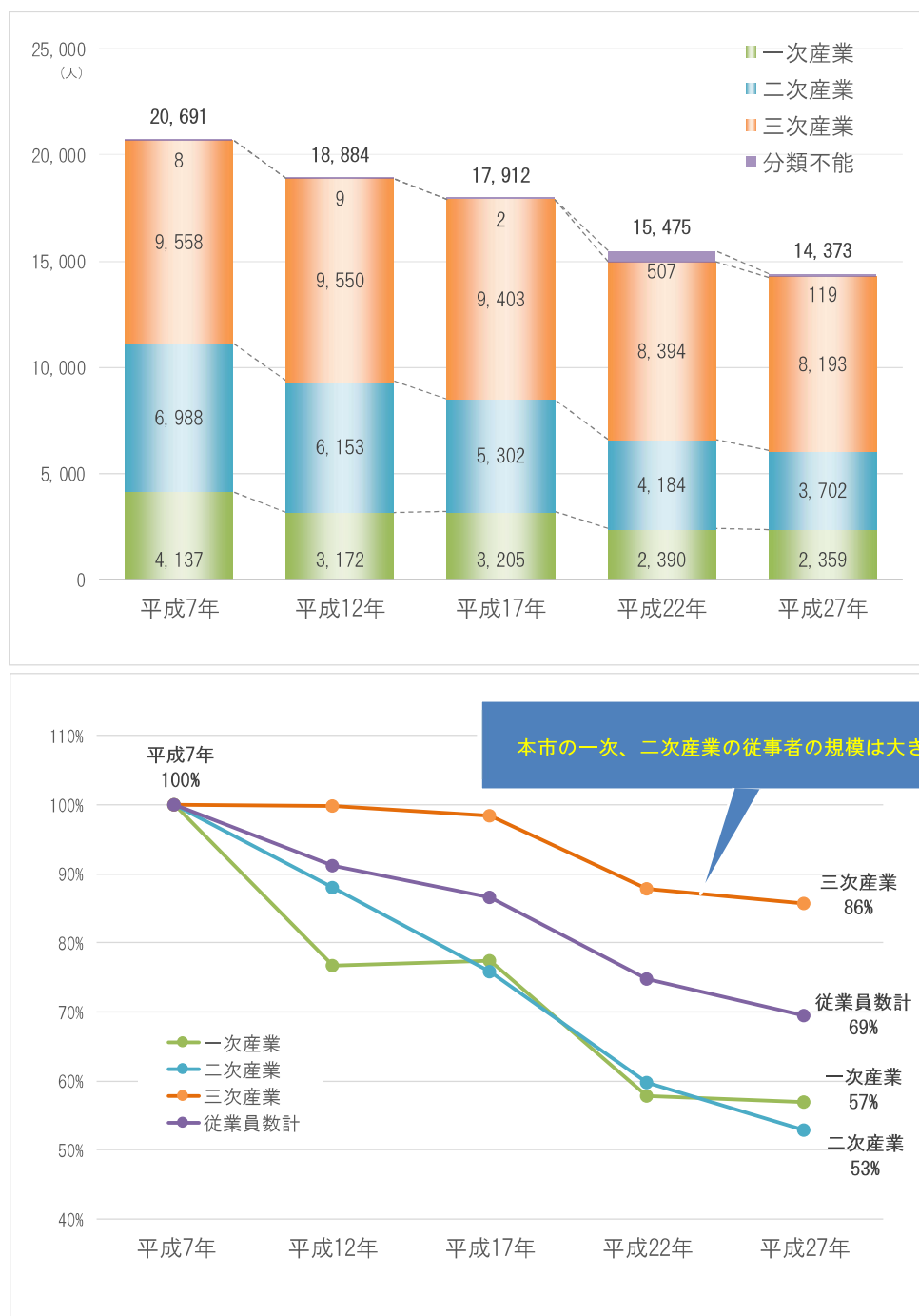


図 産業分類別従業員数の推移（新見市）

資料：各年国勢調査結果（総務省統計局）

(5) 土地利用

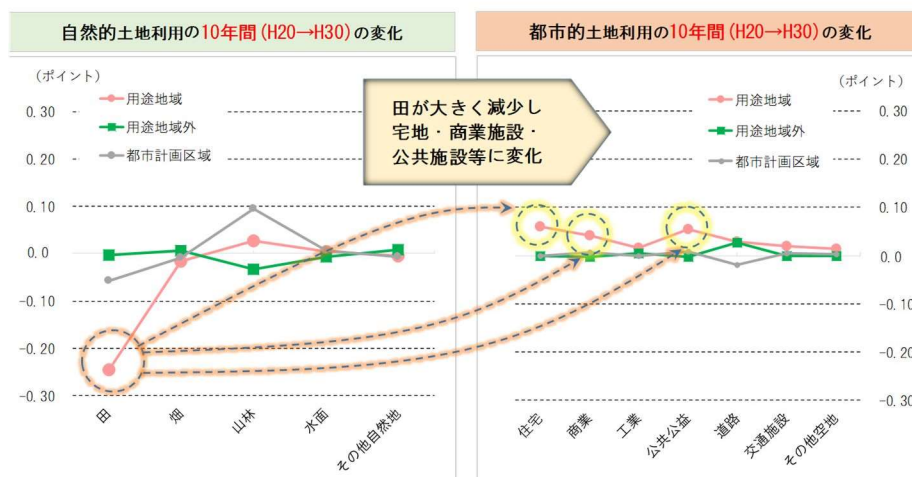
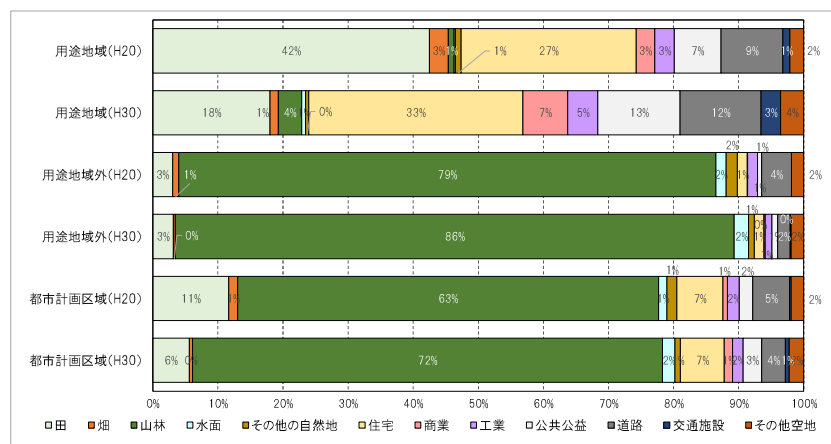
① 土地利用現況

用途地域内において、田畑等が都市的土地利用に転換しています。
用途地域内は人口密度の低下や空地も増加傾向にあり、都市のスポンジ化による市街地の衰退が懸念されます。

都市計画区域内に平坦地は少なく、全面積の72%を山林が占めています。中央部を南北に縦断して流れる高梁川兩岸に、平地と緩い傾斜地が細長く連続する地形的特徴を持つことから、古くから居住、商業、工業等の用地は細長く中央部にまとまり、小さな利用の集中が連続する形で都市的利用が形成されてきました。

現況の土地利用は土地利用現況図のとおり比較的狭小でまとまりのある土地利用になっていないことなどから、地域の活力の減退も危惧されています。用途地域内では田畑等から都市的土地利用への転換が見られるが、一方で人口密度の低下や空地も増加傾向にあり、都市のスポンジ化による市街地の衰退が懸念されます。

今後は、空地の動向等についても注視し、将来にわたり、地域のニーズに合わせた総合的で計画的な土地利用に向け、速やかに具体的な取組を推進する必要があります。



※ポイント: 構成割合の差

図 区域別土地利用別の面積構成比 資料: H20/H30 都市計画基礎調査

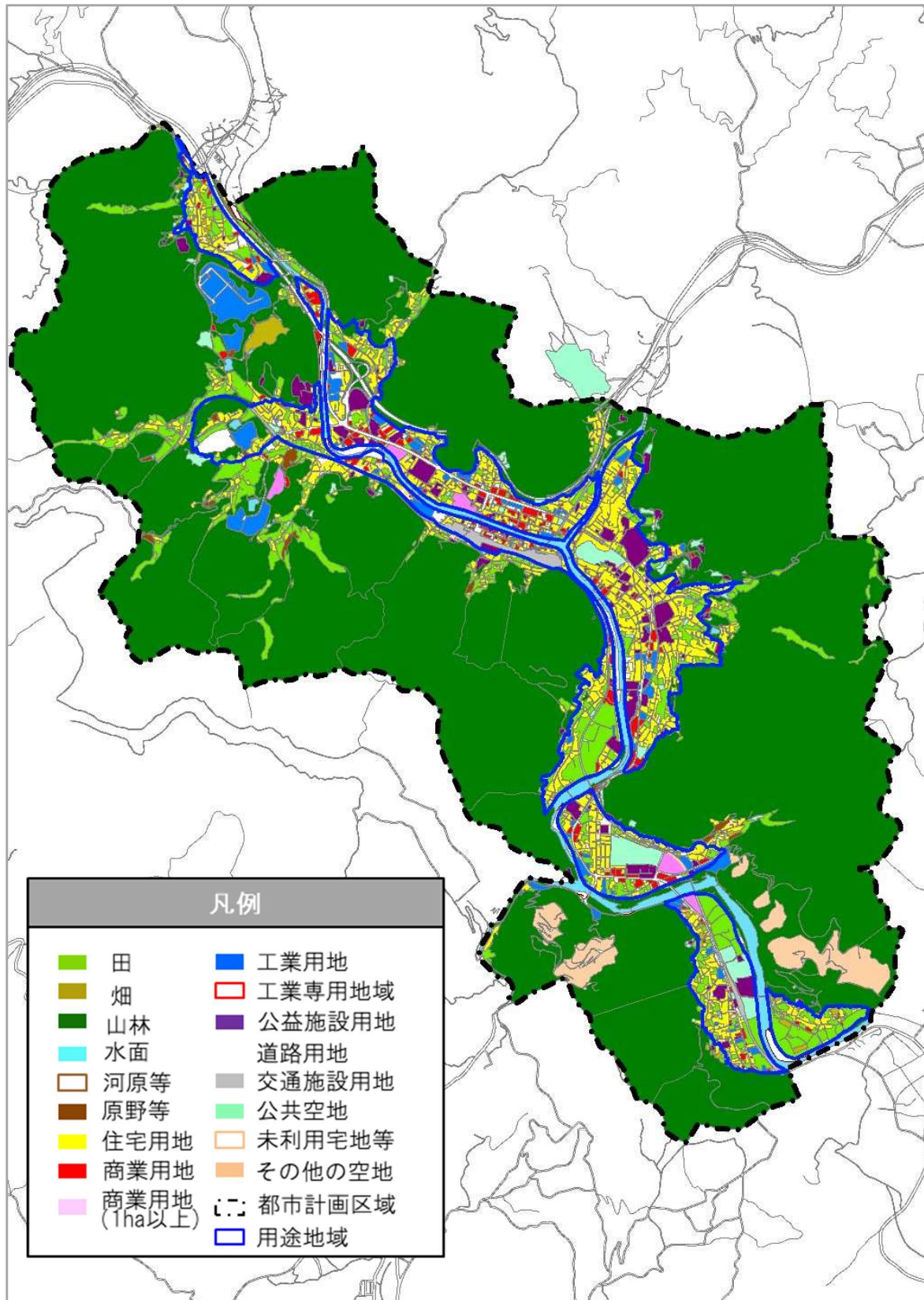


図 土地利用現況図（都市計画区域内） 資料：H30 都市計画基礎調査

② 用途地域の指定状況

平地部の大部分を用途地域に指定しています。
新見インターチェンジ近辺の国道沿道では、商業系の土地利用が進展してきています。

都市計画区域内のうち、平地部の大部分は用途地域に指定しています。

住宅系用途地域は、新見高等学校周辺のほか、各小学校の周辺において指定しています。商業系用途地域は、JR新見駅周辺や、一部の幹線道路沿線などに指定し、その他、幹線道路沿線の大部分は準工業地域に指定しています。

工業系用途地域は、新見インターチェンジ西側の堀越地区、美郷大橋周辺エリアに工業地域を指定しています。

用途指定状況と実際の土地利用現況を比較してみると、新見インターチェンジ近辺の国道沿道では、商業系の土地利用が進展しています。

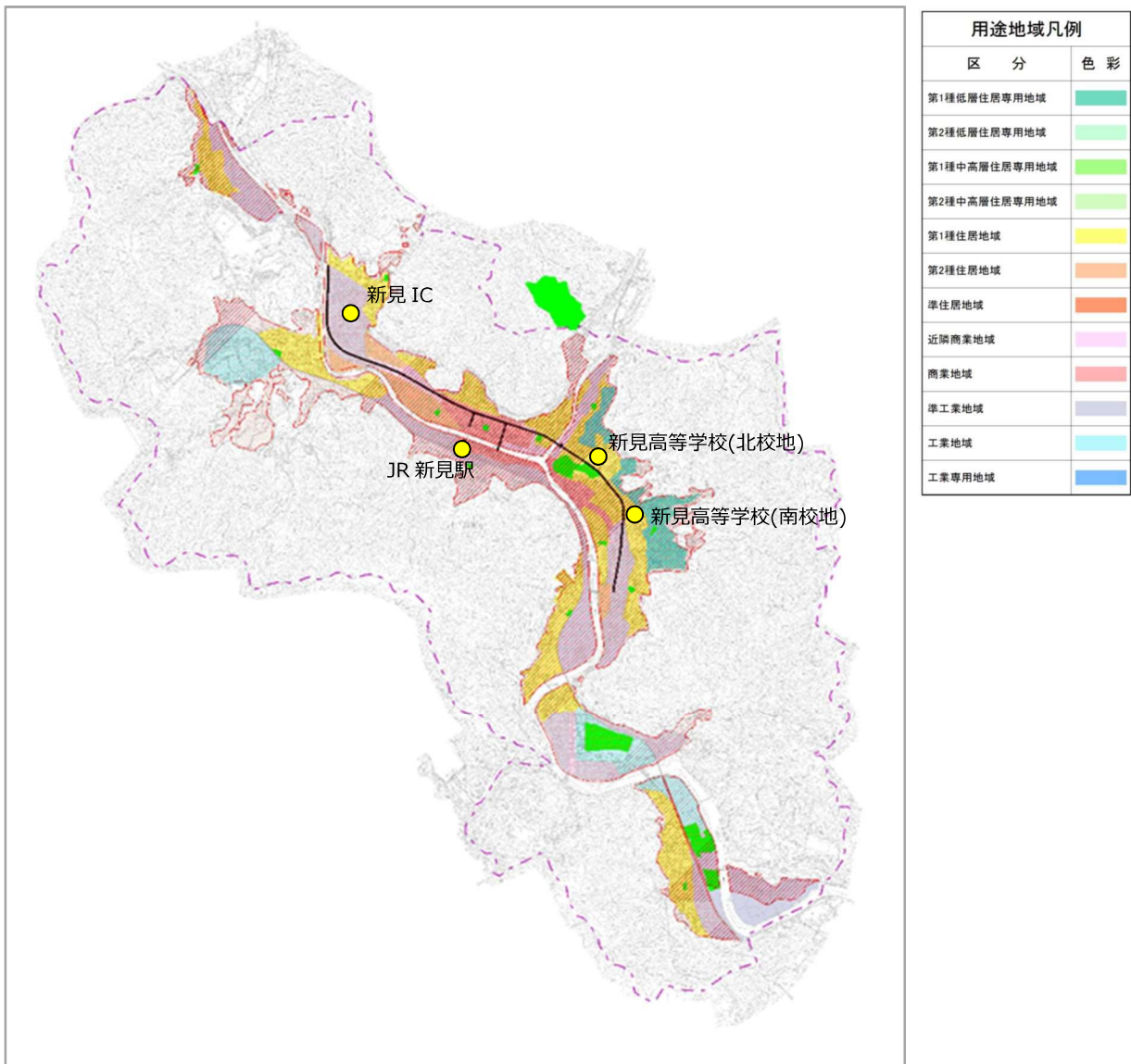


図 用途地域指定状況

資料：新見市都市計画図

③ 開発状況

用途地域内の 1,000 ㎡以上の開発では工業地、住宅地、商業地の開発がみられます。

平成28年までに行われた1,000 ㎡以上の開発状況をみると、用途地域内では工業地(7,807 ㎡)が1件、住宅地(正田住宅団地：1,485 ㎡、西方郷原グリーンタウン：4,232 ㎡)が2件、商業地(4,628 ㎡)が1件実施されています。用途地域外では、工業地(上市工業団地：226,495 ㎡)が1件となっています。

④ 農地転用状況

用途地域内での農地の転用状況をみると、転用面積が拡大化の傾向にあります。

平成15年から平成28年までに行われた農地の転用状況をみると、用途地域内が8.1ha(件数：計234件)となっています。

1年ごとの農地の転用件数の変動は大きいものの、5年ごとの推移でみると、件数はほぼ横ばいとなっています。また、住宅用地への農地の転用件数は、平成20年から平成24年までが計33件であり、平成25年から平成28年までが計42件と同程度となっています。

農地転用（用途地域）			
	件数	面積	1件あたり面積
	件	ha	㎡/件
平成15年	32	0.5	169
平成16年	7	0.2	276
平成17年	15	0.8	511
平成18年	23	0.9	392
平成19年	計88件 11	0.6	501
平成20年	10	0.2	232
平成21年	12	0.6	515
平成22年	12	0.5	410
平成23年	20	0.8	410
平成24年	計71件 17	0.5	285
平成25年	20	0.5	249
平成26年	10	0.1	115
平成27年	25	1.3	504
平成28年	計75件 20	0.6	314
合計	234	8.1	346.1
平均	17	0.6	348.8

農地転用（用途地域/住宅用地）			
	件数	面積	1件あたり面積
	件	ha	㎡/件
平成15年	29	0.5	185
平成16年	7	0.2	276
平成17年	13	0.7	557
平成18年	6	0.2	351
平成19年	計58件 3	0.1	243
平成20年	6	0.1	196
平成21年	8	0.6	713
平成22年	5	0.3	607
平成23年	7	0.3	417
平成24年	計33件 7	0.3	385
平成25年	14	0.4	280
平成26年	8	0.1	98
平成27年	8	0.3	427
平成28年	計42件 12	0.3	279
合計	133	4.4	334
平均	10	0.3	358

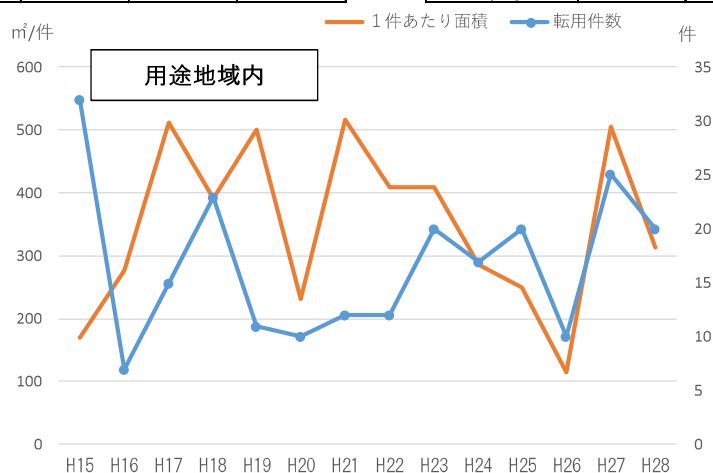


図 農地転用状況の推移（用途地域内） 資料：H25/29 都市計画基礎調査

(6) 交通

① 道路網の整備状況

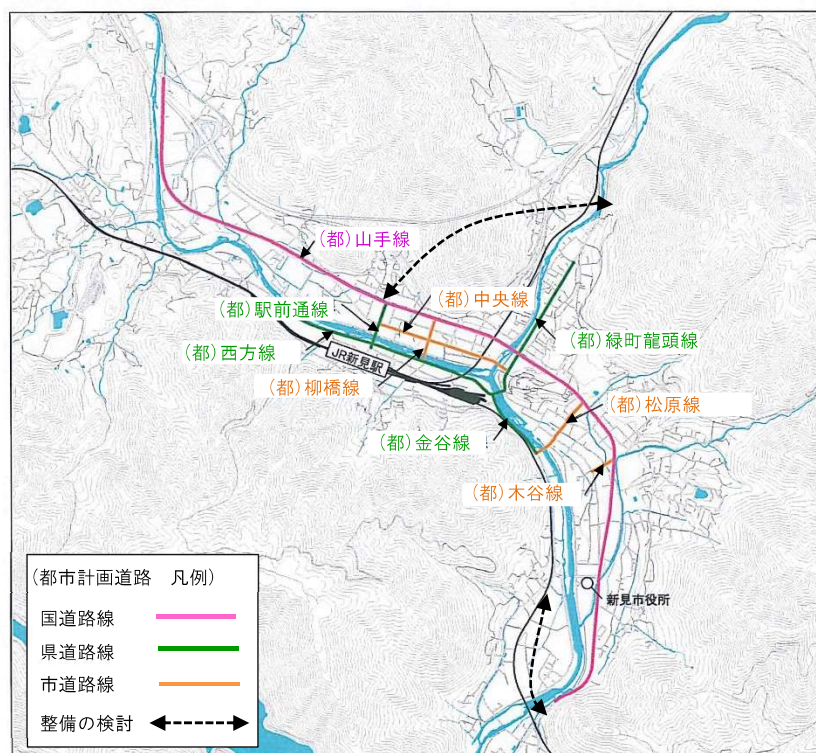
都市計画道路は整備率が10%未満または完成に至っていない路線もありますが、概ねの整備が完了している路線は多く、一定の整備は行われている状況です。また、新たな土地利用などから、新規路線についても検討していきます。

都市計画道路の整備状況では、整備済み路線は「(都)柳橋線」の1路線で、(都)山手線である国道180号、(都)駅前通線である県道新見停車場線は整備率が50%を超えています。都市計画決定幅員に対する整備率は54%と低いものの、概ねの整備が完了している路線は多く、概成済延長を含めると、整備率96%であり、一定の整備は進んでいるといえます。

また、(都)山手線は整備率が86.0%と高いものの、日常的に交通量が多く、朝夕は混雑状態が続いています。今後は、市街地が細長い地形であることからの連続性の高い路線が並行している特徴を生かすとともに、より連続性を高める新規路線の整備もあわせて、人の流動性、防災・安全性、土地利用など総合的な検討が必要となっています。

表 都市計画道路の整備状況

路線名	事業主体	計画延長 (m)	整備延長 (m)	整備率	備考	概成済延長 (m)	整備率
(都)山手線	岡山県	5,000m	4,300m	86.0%	国道180号	5,000m	100.0%
(都)西方線	岡山県	400m	0m	0.0%	(主)新見日南線	400m	100.0%
(都)緑町竜頭線	岡山県	1,580m	21m	1.3%	(主)新見日南線 (主)新見勝山線	1,580m	100.0%
(都)金谷線	岡山県	400m	230m	57.5%	(主)新見日南線	350m	87.5%
(都)駅前通線	新見市	270m	140m	51.9%	県道新見停車場線	140m	51.9%
(都)柳橋線	新見市	230m	230m	100.0%	市道柳橋線	230m	100.0%
(都)中央線	新見市	740m	0m	0.0%	市道明治町元町線	740m	100.0%
(都)松原線	新見市	340m	0m	0.0%	市道松原線	300m	88.2%
(都)木谷線	新見市	130m	0m	0.0%	市道木谷線	0m	0.0%
計		9,090m	4,921m	54.1%		8,740m	96.1%



※概成済道路

路線として都市計画道路と同程度の機能を果たしうる現道のこと(概ね計画幅員の2/3以上の幅員を要する道路)

図 都市計画道路の整備状況 資料：新見市庁内資料

② 公共交通の現状

新見市内の公共交通は、鉄道とバスがあり、鉄道はＪＲ伯備線・姫新線・芸備線の３路線、バスは「市営バス」と「民間路線バス」、「市街地循環バス」の計 24 路線で運行されています。

ＪＲ利用者数は近年横ばい傾向、バスは山あいの集落での公共交通空白地域が存在しています。

<ＪＲ>

都市計画区域内のＪＲ新見駅と石蟹駅（いずれも伯備線）における利用者数の推移を見ると、新見駅では平成 10 年から減少傾向にあったものの近年、横ばい傾向となっています。

石蟹駅では、急激な増減はないものの、毎年緩やかな減少が続いています。

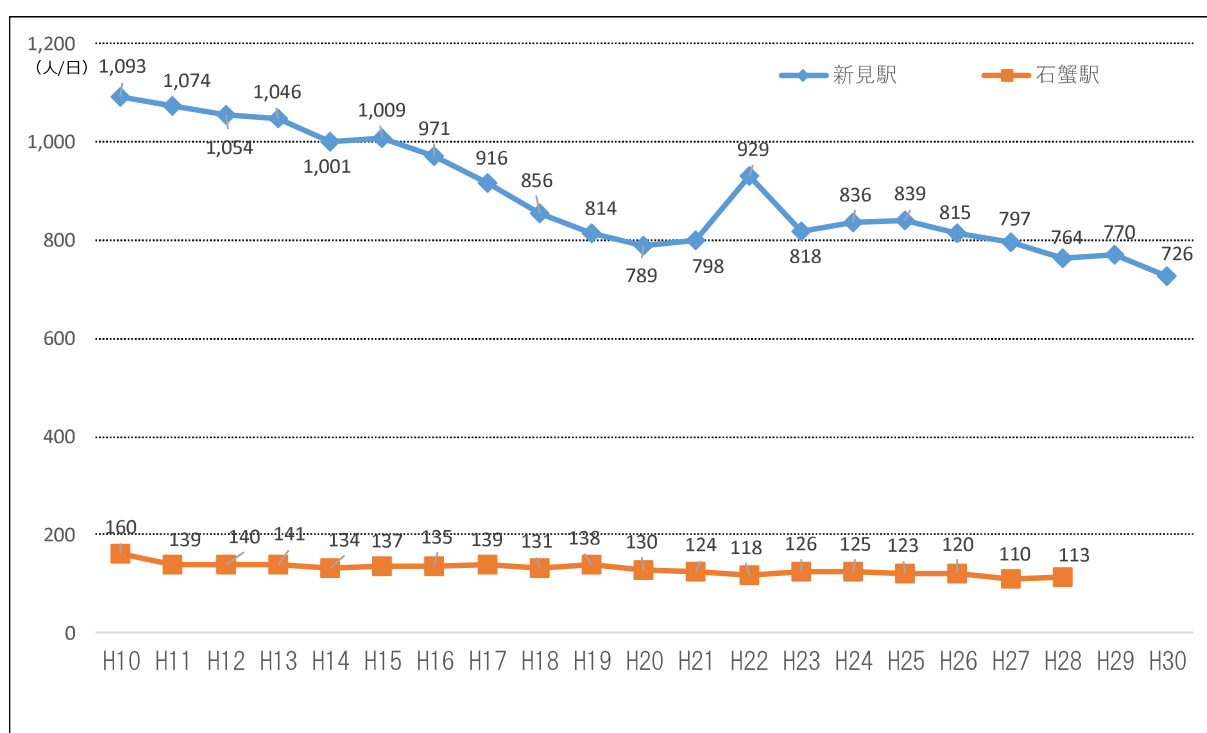


図 ＪＲ利用者数の推移 資料：各年岡山県統計年報

※H29 年、H30 年の石蟹駅は未調査のため、非掲載

<バス>

都市計画区域内のバス路線は、「市街地循環バス」と「民間路線バス」があり、いずれも幹線道路（国道・県道）を中心とした運行です。

市街地循環バスの導入により、公共交通空白地域は解消しつつありますが、幹線道路から離れた山あいの集落では公共交通空白地域が存在しています。

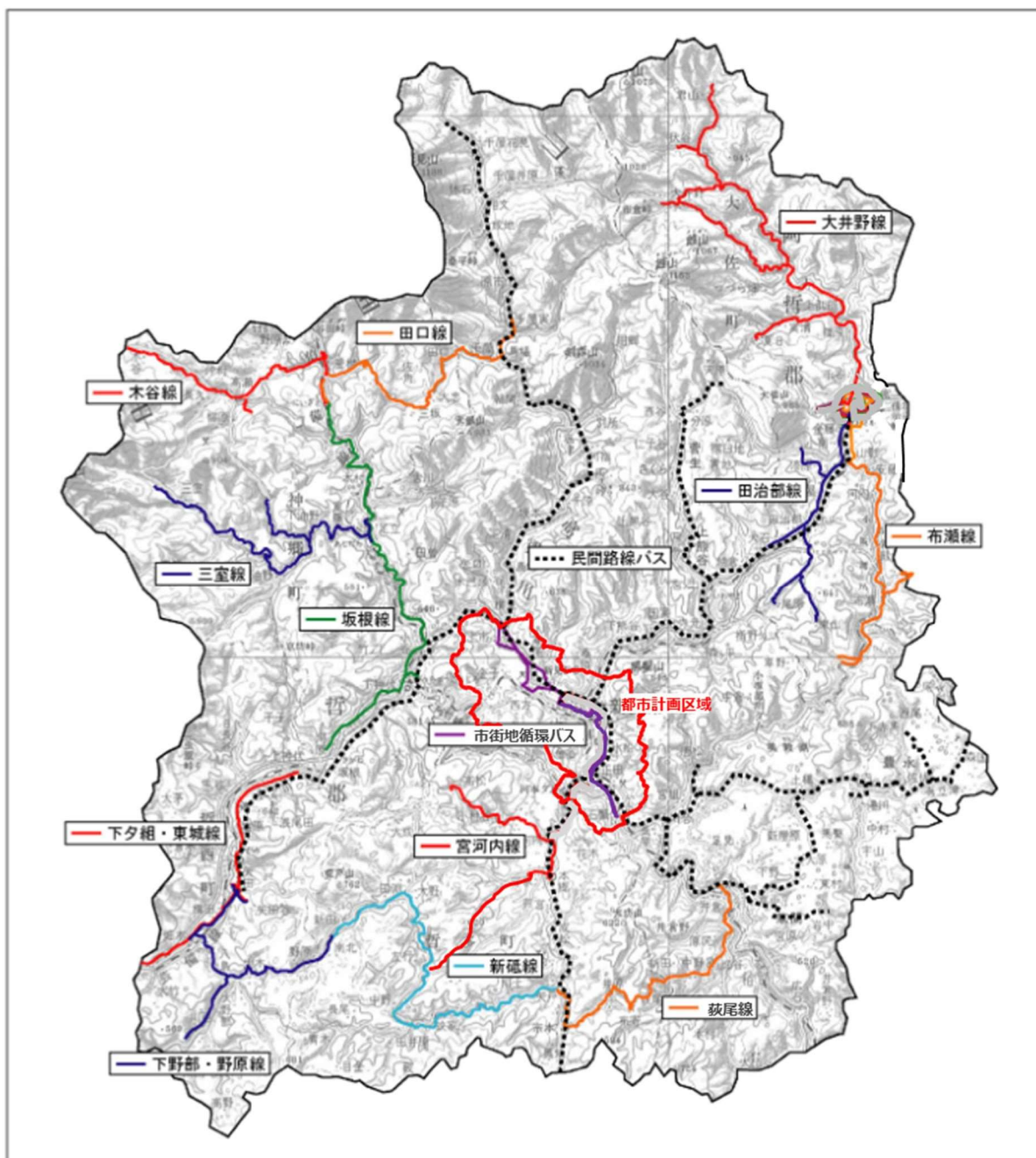


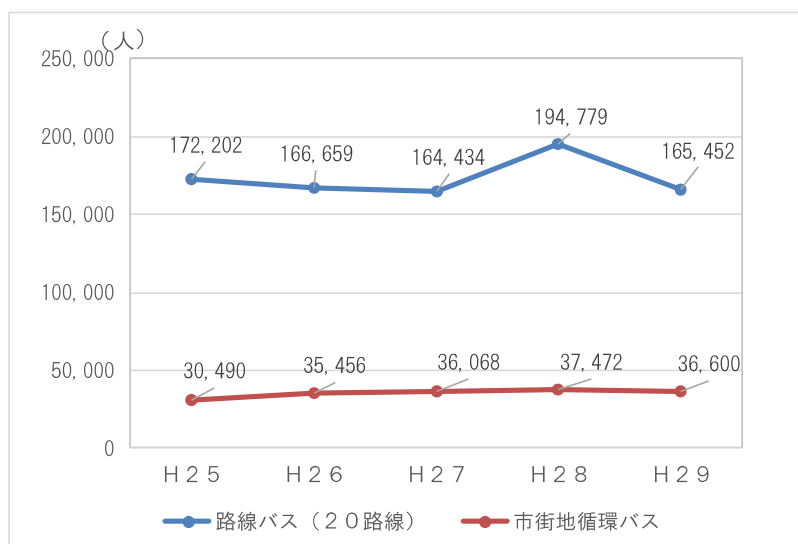
図 新見市バス路線網図 資料：新見市庁内資料

民間路線バスの利用者数は、平成 28 年には増加しましたが、近年は減少傾向にあります。一方、都市計画区域の南北端を往復するように運行する市街地循環バスは、ＪＲ新見駅・石蟹駅や路線バスと接続しながら主要な都市拠点を結んでおり、毎年３万人台の利用者を維持しています。

表 民間路線バスの利用者数

(単位：人)

終点	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9
路線バス（２０路線）	172, 202	166, 659	164, 434	194, 779	165, 452
市街地循環バス	30, 490	35, 456	36, 068	37, 472	36, 600
合計	202, 692	202, 115	200, 502	232, 251	202, 052



資料：新見市庁内資料

市営バスは、平成 25 年度以降は減少傾向にあります。支局別にみると、特に、神郷支局内及び哲多支局内での減少が著しく、大佐支局内でも減少傾向にあります。一方で、哲西支局内では横ばいの傾向にあります。

表 市営バスの利用者数（市全体）の推移

(単位：人)

支局	H 2 5 年度	H 2 6 年度	H 2 7 年度	H 2 8 年度	H 2 9 年度
大佐	14, 306	12, 726	12, 498	10, 516	10, 401
神郷	20, 979	22, 950	19, 122	14, 913	14, 140
哲多	23, 526	17, 549	13, 449	13, 444	13, 686
哲西	8, 732	3, 225	3, 496	3, 204	3, 537
合計	67, 543	56, 450	48, 565	42, 077	41, 764

資料：新見市庁内資料

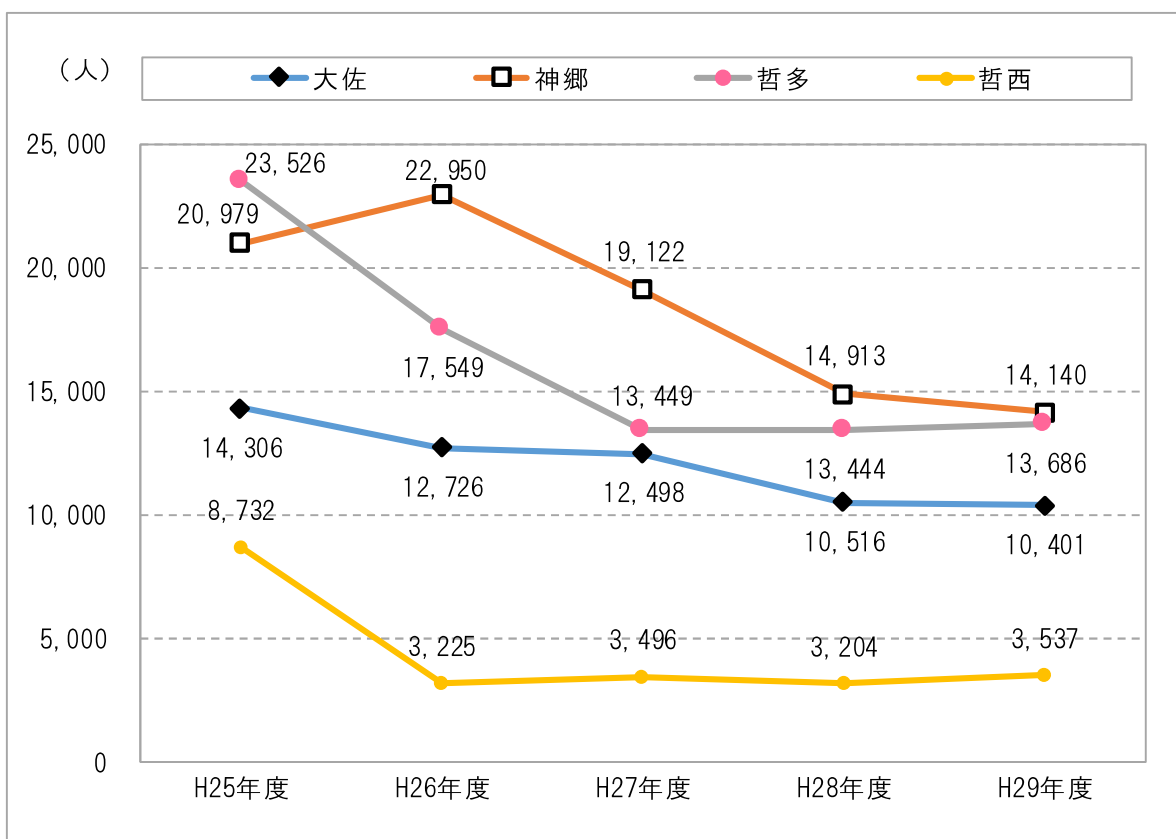
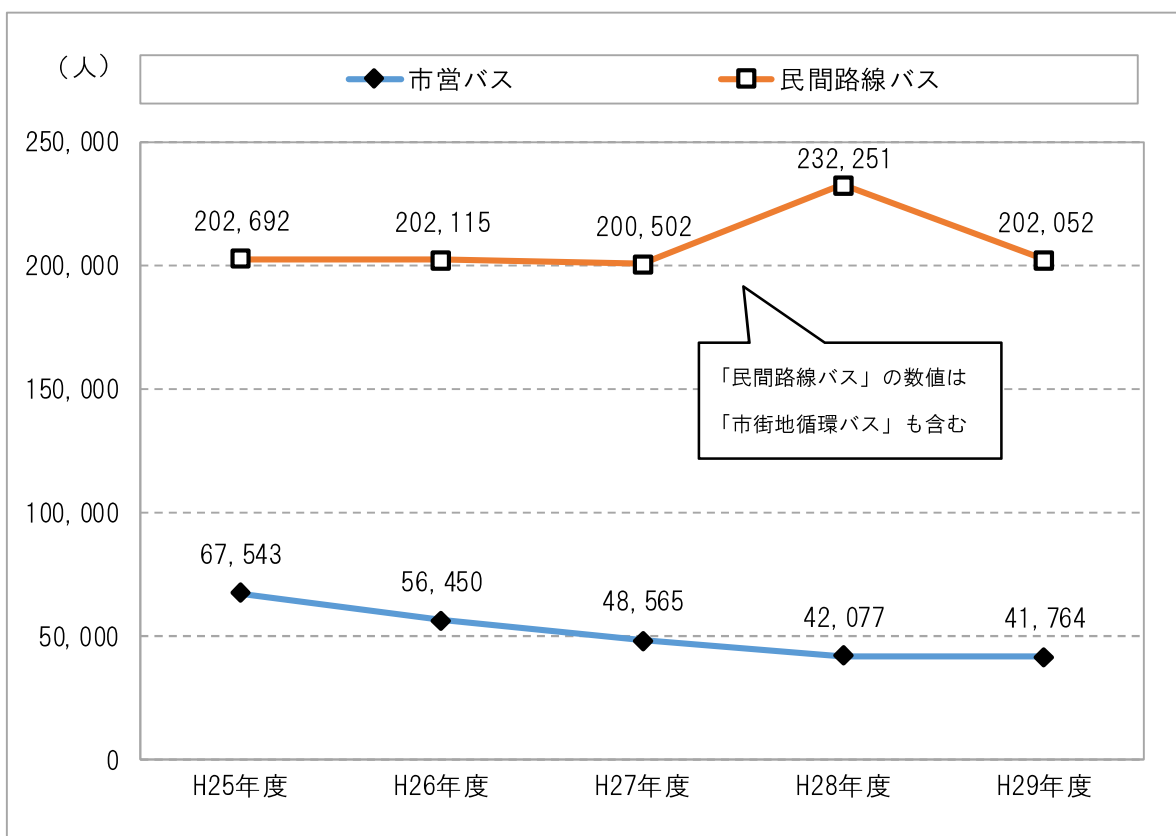


図 上段：バス利用者数（市全体/全バス）の推移

下段：バス利用者数（市全体/支局別）の推移

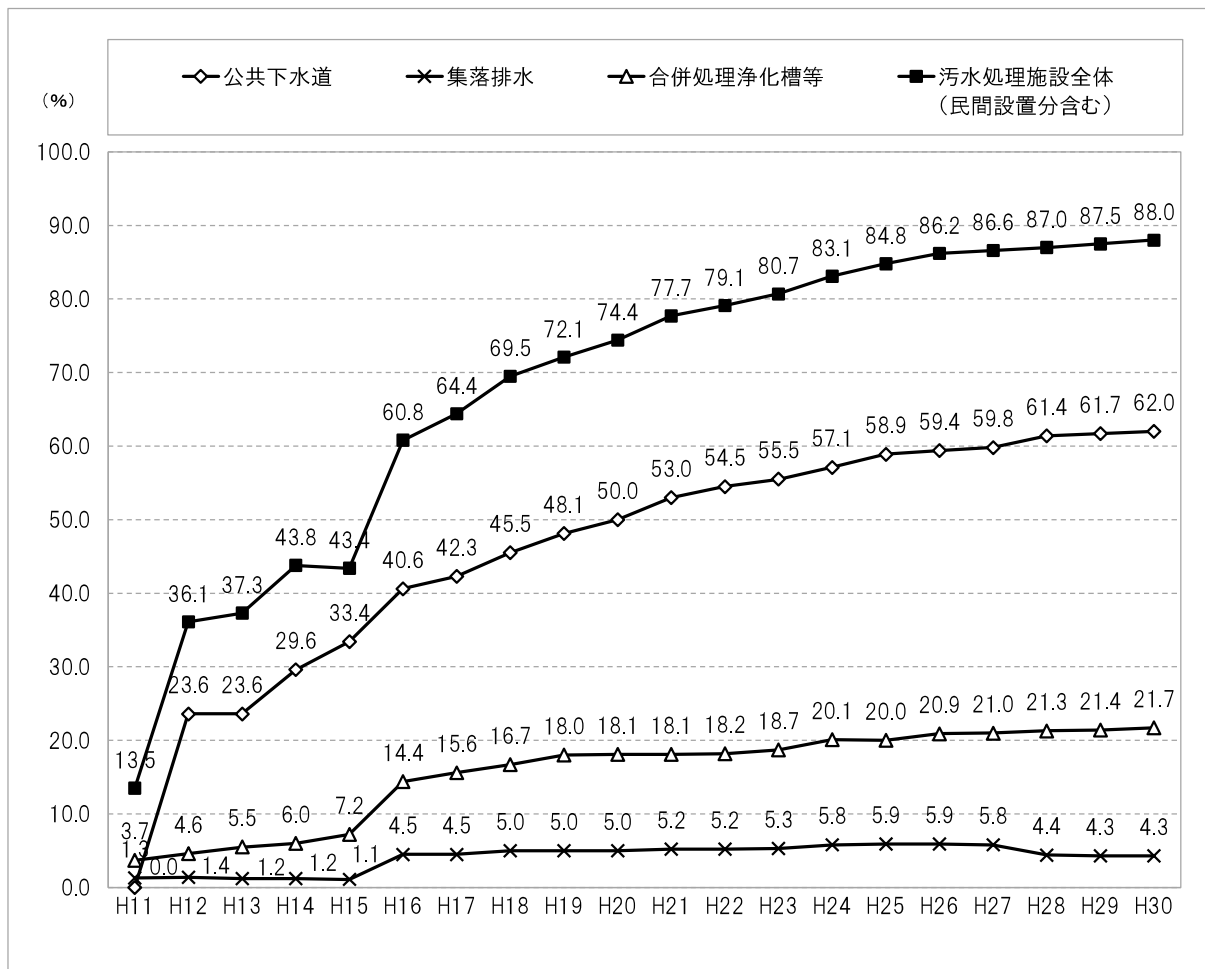
資料：新見市庁内資料

(7) 都市施設

① 污水处理施設の普及状況

新見市全体における污水处理施設の普及状況をみると、平成 15 年度以降に急速に向上しており、平成 30 年度末の污水处理施設の普及率は 88.0%となっています。

特に、都市計画区域内における公共下水道の整備状況は、平成 12 年度以降において、急速に整備が進められ、平成 28 年度に整備は完了し、全てのエリアで供用が開始されています。



※各年の普及率は年度末（3.31）時点におけるデータ

図 污水处理施設の普及率の推移（市全体） 資料：新見市庁内資料

都市計画区域内における公共下水道の整備状況をみると、平成 12 年度以降、急速に整備が進められ、平成 28 年度に整備は完了し、全てのエリアで供用開始されています。同様に、污水处理施設全体も平成 15 年以降急速に進められ、平成 30 年度末は普及率 88.0%となっています。また、集落排水、合併処理浄化槽等は平成 16 年に普及率が少し上がったものの、その後、大きい変化は見受けられません。

②都市公園の整備状況

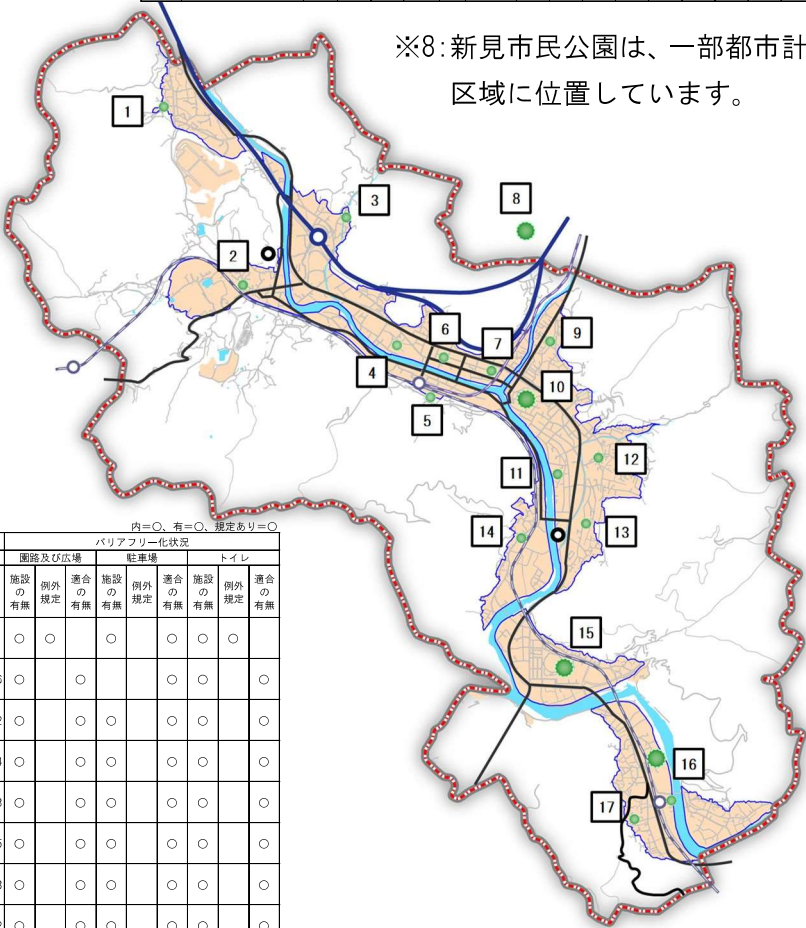
17 カ所の都市公園を配置しており、都市計画区域内における住民1人当たりの公園面積は23.22㎡と、高い水準を維持しています。また、幅広い年代が安心して利用できる都市公園を目指したバリアフリー化を推進しています。

図 都市公園の整備状況図

内＝○、有＝○、規定あり＝○

番号	公園名	公園 種別	区域区分等		開設区域		バリアフリー化状況									
					供用開始		園路及び広場				駐車場			トイレ		
					年	月	開設 面積 (㎡)	施設 の有無	例外 規定	適合 の有無	施設 の有無	例外 規定	適合 の有無	施設 の有無	例外 規定	適合 の有無
1	上市公園	街区	○		1987	12	2,736	○		○	○		○	○		○
2	西方公園	街区	○	○	1977	1	2,379	○	○	○	○		○	○		○
3	高尾公園	街区	○		1986	1	1,169	○		○	○		○	○		○
4	元町公園	街区	○	○	1995	5	1,161	○		○			○	○		○
5	太田公園	街区	○		1982	6	1,060	○		○			○	○		○
6	昭和町公園	街区	○	○	1975	4	1,771	○		○	○		○	○		○
7	小川公園	街区	○	○	1973	4	1,786	○		○	○		○	○		○
8	新見市民公園	運動			1971	10	112,911	○			○		○	○		○
9	文化町公園	街区	○	○	1981	4	1,391	○		○	○		○	○		○

※8:新見市民公園は、一部都市計画
区域に位置しています。



内＝○、有＝○、規定あり＝○

番号	公園名	公園 種別	区域区分等		開設区域		バリアフリー化状況										
					供用開始		園路及び広場		駐車場		トイレ						
					年	月	開設 面積 (㎡)	施設 の有無	例外 規定	適合 の有無	施設 の有無	例外 規定	適合 の有無	施設 の有無	例外 規定	適合 の有無	
10	城山公園	近隣	○	○	1969	4	34,571	○	○			○	○	○			
11	栄町公園	街区	○		1979	3	1,366	○		○			○	○			○
12	桜ヶ丘公園	街区	○	○	1997	2	1,552	○		○	○		○	○			○
13	水舟小岸公園	街区	○	○	1998	2	1,684	○		○	○		○	○			○
14	金谷公園	街区	○		1991	3	1,308	○		○	○		○	○			○
15	新見市憩いと ふれあいの公園	運動	○		2003	10	64,295	○		○	○		○	○			○
16	新見市防災公園	総合	○		2011	3	54,253	○		○	○		○	○			○
17	石蟹公園	街区	○		1983	10	1,052	○		○	○			○	○		○
計			16	9	合計→		286,445	17	2	15	14		17	17	1	16	
1人当たりの 公園面積			全体	30,658人		9.3㎡/ 人											
			都市 計画 区域	12,336人		23.22 ㎡/人											

※全体：新見市人口（1027国勢調査）
※計区域：都市計画区域内人口（都市計画基礎調査）

資料：新見市庁内資料

2-3 上位・関連計画等の整理

(1) 上位計画の整理

第3次新見市総合計画	
策定年次：令和2年6月	
目標年次：基本構想／行動計画…令和2～11年度（2020～2029年度）	
【基本理念】 自主自立と協働、人と環境の調和、地域資源の活用、未来への展望と責任	【将来イメージ・都市像】 人と地域が輝き 未来につながる 源流共生のまち・にいま
【まちづくりの基本目標】 産業成長：産業が育ち、地域経済が躍動する「産業成長」のまち 希望創造：若者が夢と誇りを持ち、未来を描く「希望創造」のまち 健康共生：誰もが安心と生きがいを共有できる「健康共生」のまち 自然共存：森林と源流、石灰岩台地が息づく「自然共存」のまち 【施策の展開の方向】	
【都市づくりに特に関連する施策】 (Ⅰ) 「産業・経済」 産業の活力を高め、持続可能な地域経済をつくる ・観光資源を磨き、交流を促進し、にぎわいを創出する (Ⅱ) 「健康・福祉」 健やかに暮らせ、子育てができるまちをつくる (Ⅲ) 「教育・文化・スポーツ」 誰もが生き活きと輝く個性を育むまちをつくる ・歴史と文化を誇りに感じ守り伝えられるまちを目指す (Ⅳ) 「安全・生活基盤」 安全で、市民生活を支えられるまちをつくる ・災害に強い社会基盤の整備と自助・共助・公助の防災体制をつくる ・(上水道・下水道) 運営の安定と効率化を図り快適な生活環境を提供する (Ⅴ) 「都市基盤・交通」 人と環境に配慮した質の高い都市基盤をつくる ・災害に強く、機能的な道路ネットワークを確保する ・快適な住環境を提供するため質と量の確保、向上に努める ・既存の交通資源を活用し持続可能な公共交通を確立する (Ⅵ) 「環境」 自然を守り、安らぎと潤いのある環境をつくる ・環境負荷の少ない社会を実現し豊かな自然と生態系を守る (Ⅶ) 「交流・コミュニティ」 多様な人が集い、交流し、活躍するまちをつくる	

新見都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン：岡山県）	
策定年次：平成 29 年 3 月 目標年次：策定からおおよそ 20 年後	
【基本理念】 「県北西部の中心にふさわしい活力ある都市づくり」	【目標】 ・人口減少・少子高齢社会に対応する持続可能な都市づくり ・にぎわいのある市街地の形成と地域の利便性を維持する都市づくり ・安全・安心で暮らしやすい都市づくり ・環境にやさしい都市づくり ・産業振興による活力のある都市づくり ・個性と魅力あふれる都市づくり ・連携による相互補完を目指した都市づくり
【基本方針】 1. 土地利用の方針 （Ⅰ）市街地では現行の用途地域にもとづき土地利用を誘導 （Ⅱ）市街地を取り巻く美しい田園景観や豊かな自然環境を保全 2. 交通体系の方針 （Ⅰ）公共交通の拠点の充実、サービスの向上 （Ⅱ）災害に強く、生活や産業を支える交通ネットワークの充実 （Ⅲ）必要に応じた計画の見直しによる効率的な施設整備 3. 都市施設の整備の方針 （Ⅰ）計画的な下水道整備の推進 （Ⅱ）計画的な治水対策の推進 （Ⅲ）計画的な公共施設の整備 4. 市街地整備の方針 （Ⅰ）計画的な都市基盤の整備 （Ⅱ）低・未利用地の有効利用 5. 自然的環境の整備・保全の方針 （Ⅰ）自然環境や緑地の保全 （Ⅱ）公園や緑地の維持・保全と緑化の推進	
【都市づくりに特に関連する配置・整備水準等の方針】 《商業業務地》 ・新見駅を含む新見市中心部の既成市街地に配置 ・既成市街地内に、住宅地の日常の購買需要を賄う商業地を配置 《工業地》 ・新見インターチェンジ周辺の西方地区、上市地区などに工業地を配置 ・環境面に配慮した工業地として育成 《住宅地》 ・中高層を含む比較的高密度の住宅地を市街地の中心部に配置 ・中低層を含む比較的ゆとりある密度の住宅地を中心部以外の市街地に配置 ・専用住宅地は防災・減災に配慮しながら市街地の周辺部に配置 ・社会状況の変化に応じ、地域の拠点や公共交通の利便性に配慮した再配置を検討 《道路》 ・地域課題や土地利用に関する基本的な考え方を考慮しながら効率的に整備 《交通体系》 ・環境負荷が小さい鉄道の利用促進、鉄道との連携も考慮したバス網の構成 《都市施設》 ・下水道は、既成市街地を優先的に整備 ・河川は、高梁川等緊急性の高いものから順次整備、多自然川づくりを推進 ・公共施設の効率的かつ合理的な維持運営や整備の推進 《市街地整備》 ・市街地内の都市基盤の整備、都市機能の向上 ・低・未利用地における市街地開発事業や地区計画制度、民間活力等の活用	

【将来都市構造図】



(2) 関連計画の整理

新見市過疎地域自立促進市町村計画	
策定年次：平成 27 年度	目標年次：平成 28～32 年度（2016～2020 年度）
【基本目標】 ① 『あたたかい「福祉のまち」～笑顔があふれ みんなが手を取りあうあたたかいまち～』 ② 『はばたく「産業のまち」～新たな価値の創造 地域資源が世界にはばたくまち～』 ③ 『ゆたかな「文化のまち」～いにしえと未来 人と人をつなぐ 心ゆたかなまち～』 ④ 『かいてきな「環境のまち」～安全・安心を実感できる快適なまち～』	
【基本方針】 <u>1. 産業の振興</u> (Ⅰ) 農業・林業における基盤整備 (Ⅱ) 地場産業の振興 (Ⅲ) 技能修得施設・生産施設の整備 (Ⅳ) 企業誘致の推進・起業の促進 (Ⅴ) 中小企業・新分野進出への支援 (Ⅵ) A級グルメフェアの実施 (Ⅶ) 地域商品券の活用、周遊型観光ツアーへの助成 など <u>2. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進</u> (Ⅰ) 道路・橋梁の改良 (Ⅱ) 情報化のための施設整備 (Ⅲ) 公共交通網の維持・充実 (Ⅳ) 地域間交流の促進 など <u>3. 生活環境の整備</u> (Ⅰ) 簡易水道、公共下水道の整備 (Ⅱ) ごみ処理施設の改良 (Ⅲ) 消防施設の設備整備 (Ⅳ) 市営住宅の環境改善 など <u>4. 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進</u> (Ⅰ) 認定こども園の整備 (Ⅱ) 子育て支援 など <u>5. 医療の確保</u> (Ⅰ) 診療施設の設備等の整備 など <u>6. 教育の振興</u> (Ⅰ) 学校施設の設備改善 (Ⅱ) ICT教育の推進 など <u>7. 地域文化の振興等</u> (Ⅰ) 市指定文化財の保護 など <u>8. 集落の整備</u> (Ⅰ) 地域づくり団体の支援 (Ⅱ) 空家等対策の推進 など	
【都市づくりに特に関連する事業】 《企業誘致》 ・ 企業誘致推進事業、企業誘致工場等建設事業 《道路・橋梁》 ・ 道路・橋梁の改良事業 《公共交通網》 ・ 市街地循環バス運行事業、デマンド交通運行事業 《水道・下水道》 ・ 公共下水道事業 《市営住宅》 ・ 市営住宅ストック改善事業 《子育て施設》 ・ 認定こども園整備事業	

新見市版地域共生社会構築計画

策定年次：平成 30 年 10 月

目標年次：概ね 3 年間

【基本理念】

「人と地域が元気なまち」

【基本方針】

1. 意識の醸成

「住民自治」を基本とし、地域づくりの主体として積極的に活動するという意識をもち、地域活動や市民活動を担う

2. 情報と目的意識の共有

住民と行政が協働して、地域づくりに取り組む対等な関係を築くため、双方向からの適切な情報の提供と共有に努める

3. 協働による地域づくり

課題の検討、企画段階から行政が積極的に関わり、市職員が連絡調整役等を担うことにより、効果的な取組につなげる

4. 持続的に活動できる仕組づくり

地域内の資源を活かし、循環させることによって、住民の暮らしと地域社会を支えながら豊かさをももたらす仕組づくりを検討

【取組内容】

1. 地域運営組織

(Ⅰ) 地域課題の解決等に取り組む「地域運営組織」の設立

2. 人材

(Ⅰ) 住民主体の地域づくりを支援するため、「地域担当職員」を配置

(Ⅱ) 介護保険法の規定に基づく「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を配置

3. 活動資金

(Ⅰ) 地域運営組織の資金として「一括交付金」制度の創設を検討

4. 拠点施設

(Ⅰ) 既存の「市民センター」、「ふれあいセンター」及び「公民館」の拠点施設としての活用を検討

(Ⅱ) その他地区集会所や空家・空き店舗の活用を検討

5. 大学を活かしたまちづくり

(Ⅰ) 地域共生社会推進事業

地域共生社会の意識づくり、大学のシンクタンク機能の活用、地域への学びの場の提供、ボランティア活動等の支援

(Ⅱ) 福祉教育環境整備事業

子育て環境の整備、市民の健康維持・増進、介護・介護予防、研究環境の整備及び研究成果の活用

(Ⅲ) 大学成長戦略支援事業

民間活力による学生の居住スペースを核とした新見駅西側の整備

【都市づくりに特に関連する目標・施策】

《拠点施設》 ・ 地域運営組織の拠点施設として、ふれあいセンター・空家・空き店舗の活用を検討

《地域共生社会》 ・ 大学のシンクタンク機能の活用、地域への学びの場の提供、ボランティア活動等の支援

《大学成長戦略》 ・ 民間活力による学生の居住スペースを核とした新見駅西側の整備

新見市公共施設等総合管理計画	
策定年次：平成 29 年 3 月 目標年次：平成 29～38 年度（2017～2026 年度）	
【基本理念】 「公共サービス水準の維持・向上のため、継続的に公共施設等の把握及び分析を行い、『量』、『質』、『コスト』を見直すことで、施設機能の向上を図る」	【目標】 《公共建築物の延床面積の削減目標》 ・ 今後 10 年間で 21,090 m ² （6.5%） ・ 今後 50 年間で 105,452 m ² （32.4%）
【基本方針】 1. 『量』の見直し （Ⅰ）施設総量の適正化 固定資産台帳を活用し、施設総量を把握 市民ニーズ、費用対効果等を踏まえながら施設総量の削減に取り組む （Ⅱ）効率的な施設配置 公共施設の複合化や集約化に努める 2. 『質』の見直し （Ⅰ）予防保全の視点 定期的な点検による劣化状況の把握に努め、予防保全の視点から検討 （Ⅱ）長寿命化等の推進 計画的な維持管理等を通じて施設の長寿命化を図る 安心して利用しやすい施設とするための耐震化やバリアフリー化を推進 3. 『コスト』の見直し （Ⅰ）更新費用の縮減と歳出の平準化 長寿命化等による更新費用の縮減と平準化を図る （Ⅱ）維持管理費用の適正化 現状の維持管理にかかる費用や業務内容の見直し 省エネルギー設備等の導入を推進し、維持管理費用の縮減を図る （Ⅲ）民間活力の導入 PFI 等の官民連携手法を活用した施設整備と、管理運営方法の見直しを検討	
【都市づくりに特に関連する施策】 《延床面積の削減目標》・ 今後 10 年間で 21,090 m ² （6.5%）削減 ・ 今後 50 年間で 105,452 m ² （32.4%）削減 《高齢者福祉施設》・ 施設の利用状況や周辺の民間施設の配置等を踏まえ、必要量を検討 《子育て支援施設》・ 「新見市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて適正規模を確保 《スポーツ施設》・ 将来における施設の必要量を整理し、統廃合や管理体制を検討 《産業系施設》・ 施設の利用状況や施設配置等を踏まえ、統廃合や譲渡を検討 《学校施設》・ 更新の際には周辺公共施設の機能の集約化等を検討 《医療施設》・ 施設の利用状況や周辺の民間施設の配置等を踏まえ、必要量を検討 《行政系施設》・ 行政機能の集約化や他機能施設との複合化を検討 《公営住宅》・ 「新見市営住宅長寿命化計画」に基づき将来における必要量を精査 《上下水道》・ 将来的な人口減少を勘案し、更新の際には適正な施設規模への縮小を検討 《橋梁》・ 「新見市橋梁長寿命化修繕計画」等に基づき、計画的に修繕・更新 《公園》・ 「新見市都市公園施設長寿命化計画」に基づき、計画的な修繕・更新により長寿命化を図る	

新見市住生活基本計画

策定年次：平成 31 年 3 月

目標年次：平成 31～40 年度（2019～2028 年度）

【基本理念】

- ・「市民一人ひとりが安全・安心で快適に暮らせる『豊かな住生活』の実現」
- ・「市民一人ひとりが『住み良さを実感できる住生活』の実現」

【基本方針】

1. 若者・子育て世帯が住み続けられる住まいづくり

- （Ⅰ）若者・子育て世帯の居住の支援
- （Ⅱ）子育てしやすい居住環境の整備

2. 高齢者・障がい者等が安心して暮らせる住まいづくり

- （Ⅰ）高齢者、障がい者等が安心して暮らせる住宅ストックの形成
- （Ⅱ）高齢者、障がい者等が暮らしやすい居住環境の整備

3. 移住・定住の希望がかなえられる住まいづくり

- （Ⅰ）空家を活用した居住の促進
- （Ⅱ）移住希望者の総合的な支援

4. 安全・安心で快適に暮らせる良質な住宅ストックの形成

- （Ⅰ）質の高い住宅の普及
- （Ⅱ）環境と調和した住宅の普及
- （Ⅲ）住宅の安全性の向上
- （Ⅳ）適切なリフォームの促進
- （Ⅴ）既存住宅の流通の促進

5. 良好な居住環境の形成と住宅地の魅力の向上

- （Ⅰ）良好な居住環境の整備
- （Ⅱ）良質な宅地の供給
- （Ⅲ）環境と調和した住まいづくり
- （Ⅳ）住宅地の安全性の向上

6. 市民、事業者等と行政との協働による住まいづくり

- （Ⅰ）地域運営組織との協働による住まいづくり
- （Ⅱ）住宅関連事業者との協働

7. 誰もが安心して暮らせる住宅セーフティネットの構築

- （Ⅰ）住宅確保要配慮者の居住の支援
- （Ⅱ）市営住宅の計画的な整備等
- （Ⅲ）市営住宅の有効活用

【都市づくりに特に関連する施策】

- 《子育て支援》 ・ 子育て支援施設の充実、遊び場・公園等の整備による子育てしやすい居住環境の整備等により子育て世帯の居住を支援
- 《高齢者支援》 ・ 包括ケアシステムの構築等により、福祉施策等と連携して高齢者の居住を支援
- 《空家活用》 ・ 空家に係る情報提供の充実、支援制度の周知、活用の促進等、空家の有効活用により移住・定住を促進
- 《防災性向上》 ・ 住宅の火災への備え、耐震化の促進、土砂災害対策等を通じて、関係部局と連携を図りながら、住宅、住宅地の防災性の向上を図る
- 《市営住宅》 ・ 「新見市営住宅長寿命化計画」に基づき、市営住宅の計画的な整備を進め、住宅セーフティネット機能の向上を図る

新見市空家等対策計画	
策定年次：平成 30 年 3 月 目標年次：平成 29～33 年度（2017～2021 年度）	
【基本理念】 ①「空家等の発生・増加を抑制する」 ②「適切に管理されていない空家等の解消を促進する」 ③「空家等の流通・有効活用を促進する」	
【基本方針】 1. 空家等の発生・増加を抑制する （Ⅰ）所有者による管理が原則 空家等を、第三者への賃貸、譲渡等により有効に活用することを所有者等に求める 所有者への情報提供（所有者の責務、空家等の状況、空家等が及ぼす周辺への影響、 制度等） （Ⅱ）管理不全予防対策 固定資産税納税通知書の活用 多様な媒体による広報活動の検討 住宅改修補助事業 木造住宅耐震診断補助事業 木造住宅耐震改修補助事業 2. 適切に管理されていない空家等の解消を促進する （Ⅰ）適正管理対策 空家実態調査の実施 空家法や条例に基づく措置 財産管理制度の活用 成年後見制度等の適用検討 （Ⅱ）地域の取組促進対策 応急措置補助事業 地域内の空家対策を支援する協力事業者の紹介 （Ⅲ）支援対策 空家等適正管理支援事業（除却） 相続や管理、売買に係る協力事業者の紹介 経済的負担困難者への支援の検討 3. 空家等の流通・有効活用を促進する （Ⅰ）定住に向けた対策 移住者拠点施設整備 市外遠距離通勤者定住支援奨励金 等 （Ⅱ）空家活用への対策 空き家活用推進事業補助金（市外） 空き家再生支援事業の創設 等 （Ⅲ）空き店舗活用への対策 創業支援事業補助金 新見市経営革新支援事業補助金	
【都市づくりに特に関連する施策】 《適 正 管 理》 ・ 空家実態調査の実施 ・ 空家法や条例に基づく措置（指導・命令等）の実施 《定 住 促 進》 ・ 移住者拠点施設の整備	

新見市環境基本計画

策定年次：平成 30 年 3 月

目標年次：平成 25～34 年度（2013～2022 年度）

【基本理念】

- ①『あたたかい「福祉のまち」～笑顔があふれ みんなが手を取りあうあたたかいまち～』
- ②『はばたく「産業のまち」～新たな価値の創造 地域資源が世界にはばたくまち～』
- ③『ゆたかな「文化のまち」～いにしえと未来 人と人をつなぐ 心ゆたかなまち～』
- ④『かいてきな「環境のまち」～安全・安心を実感できる快適なまち～』

【基本方針】

1. 快適に暮らせるまち

健康や生活環境の被害を防止して、誰もが安全で快適に暮らせるまちづくりを目指し、快適環境の保全（公害防止）等の基本施策を展開

2. 自然と共生するまち

自然環境を保全するとともに、人と自然が共生していくことを目指し、野生動植物の保護、森林・農地の保全と整備等の基本施策を展開

3. 歴史と文化を感じるまち

中世・近世ともに豊富な歴史的遺産を持つ本市特有のまちづくりを目指し、緑地と都市環境の創造と保全等の基本施策を展開

4. 資源の循環するまち

持続的に発展する循環型社会の形成を目指し、廃棄物の適正処理やごみの減量化・リサイクルの基本施策を展開

5. 環境にやさしいまち

限りある資源の有効利用や新エネルギーの導入、省エネルギー型のライフスタイルを実践して、環境への負荷を減少し、地球にやさしいまちづくりを目指す基本施策を展開

6. 環境を守るまち

市民・事業者・行政が環境保全活動に自主的に取り組むことを目指す。快適で良好な環境を守り育てるための基本施策を展開

【都市づくりに特に関連する施策】

- 《水 資 源》 ・ 老朽水道施設の改修等による安全な水道水供給
- ・ 生活排水処理施設の整備
- 《河 川》 ・ 河川、水路沿いの遊歩道・散策路の保全等による水辺環境の保全・整備
- 《土 地 利 用》 ・ 都市計画区域内の用途地域指定に沿った秩序ある土地利用の推進
- ・ 許可制度の適正な運用
- 《緑地・公園》 ・ 施設緑化（都市公園、公共施設緑地等）の保全・整備
- 《都 市 環 境》 ・ 道路網の整備・強化
- ・ 歩道と車道の分離を促進
- ・ 自転車専用レーンの設置の促進
- ・ 空家の有効活用を検討
- ・ 「空家等適正管理支援事業」等による空家の適正管理
- 《文 化》 ・ 史跡等の周辺の自然環境と一体となった保全・活用

(3) 上位・関連計画と「都市計画マスタープランに踏まえるべき視点」

上位・関連計画等と都市計画マスタープランとの主な関連事項を整理します。

■上位・関連計画等と都市計画マスタープランとの主な関連事項

関連計画等	基本理念（将来像）	都市計画マスタープランとの主な関連事項
第3次新見市総合計画	「人と地域が輝き 未来につながる源流共生のまち・にしみ」	<u>《目標・施策》</u> ・観光資源を磨き、交流を促進し、にぎわいを創出 ・災害に強い社会基盤の整備 ・災害に強く、機能的な道路ネットワークの確保 ・快適な住環境を提供するため、質と量の確保、向上に努める ・既存の交通資源を活用し持続可能な交通体系を確立
新見都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (都市計画区域マスタープラン：岡山県)	「県北西部の中心にふさわしい活力ある都市づくり」	<u>《目標》</u> ・人口減少・少子高齢社会に対応する持続可能な都市づくり ・にぎわいのある市街地の形成と地域の利便性を維持する都市づくり ・安全・安心で暮らしやすい都市づくり ・環境にやさしい都市づくり ・産業振興による活力のある都市づくり ・個性と魅力あふれる都市づくり ・連携による相互補完を目指した都市づくり
新見市過疎地域自立促進市町村計画	「あたたかい『福祉のまち』」 「はばたく『産業のまち』」 「ゆたかな『文化のまち』」 「かいてきな『環境のまち』」	<u>《基本方針》</u> 1. 産業の振興 2. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進 3. 生活環境の整備 4. 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 5. 医療の確保 6. 教育の振興 7. 地域文化の振興等 8. 集落の整備
新見市版地域共生社会構築計画	「人と地域が元気なまち」	<u>《目標・施策》</u> ・地域運営組織の拠点施設として空家・空き店舗の活用を検討 ・大学のシンクタンク機能の活用、地域への学びの場の提供、ボランティア活動等の支援 ・民間活力による学生の居住スペースを核とした新見駅西側の整備
新見市地域公共交通会議及び関連事業	「市民生活と地域の魅力を高める市民主体の公共交通」	<u>《基本方針・目標》</u> 1. 市民の生活を支える持続可能な地域公共交通 2. 利便性の高い新見市全体の公共交通ネットワーク 3. 中心市街地における移動の利便性を向上させる公共交通

関連計画等	基本理念	都市計画マスタープランとの主な関連事項
新見市公共施設等総合管理計画	「公共サービス水準の維持・向上のため、継続的に公共施設等の把握及び分析を行い、『量』、『質』、『コスト』を見直すことで、施設機能の向上を図る」	<u>《基本方針》</u> 1. 『量』の見直し (Ⅰ) 施設総量の適正化 (Ⅱ) 効率的な施設配置 2. 『質』の見直し (Ⅰ) 予防保全の視点 (Ⅱ) 長寿命化等の推進 3. 『コスト』の見直し (Ⅰ) 更新費用の縮減と平準化 (Ⅱ) 維持管理費用の適正化 (Ⅲ) 民間活力の導入
新見市住生活基本計画	「市民一人ひとりが安全・安心で快適に暮らせる『豊かな住生活』の実現」 「市民一人ひとりが『住み良さを実感できる住生活』の実現」	<u>《基本方針》</u> 1. 若者・子育て世帯が住み続けられる住まいづくり 2. 高齢者・障がい者等が安心して暮らせる住まいづくり 3. 移住・定住の希望がかなえられる住まいづくり 4. 安全・安心で快適に暮らせる良質な住宅ストックの形成 5. 良好な居住環境の形成と住宅地の魅力の向上 6. 市民、事業者等と行政との協働による住まいづくり 7. 誰もが安心して暮らせる住宅セーフティネットの構築
新見市空家等対策計画	「空家等の発生・増加を抑制する」 「適切に管理されていない空家等の解消を促進する」 「空家等の流通・有効活用を促進する」	<u>《基本方針》</u> 1. 空家等の発生・増加を抑制する 2. 適切に管理されていない空家等の解消を促進する 3. 空家等の流通・有効活用を促進する
新見市環境基本計画	「あたたかい『福祉のまち』」 「はばたく『産業のまち』」 「ゆたかな『文化のまち』」 「かいてきな『環境のまち』」	<u>《基本方針》</u> 1. 快適に暮らせるまち 2. 自然と共生するまち 3. 歴史と文化を感じるまち 4. 資源の循環するまち 5. 環境にやさしいまち 6. 環境を守るまち

以上から「都市計画マスタープランに踏まえるべき視点」を以下のように整理します。

■上位・関連計画と「都市計画マスタープランに踏まえるべき視点」（キーワード）

【社会的要求に対応した都市機能の充実】

- 子育て支援、高齢者福祉支援
- 魅力ある住宅供給と快適な住環境の整備
- 産業振興、企業誘致による活力の増進
- 公共交通網、交通ネットワークの充実
- 災害に強いまちづくりの推進
- 自然資源の保全と利活用
- 歴史・文化資源等を活用したにぎわい創出、魅力向上
- 市民と行政との協働、官民学連携の体制構築

【都市機能の効率化】

- コンパクトなまちづくり
- 公共施設、サービスの効率的な運営・管理
- 既存ストックの活用による効率化
- 広域連携による効率化
- 民間活力の導入による効率化

2－4 都市計画区域内の現状と課題

(1) 都市計画区域内の現状と課題、方向性

これまでに実施してきた上位・関連計画等の内容整理、現状の特性、アンケート調査の結果などを総合的に踏まえ、都市計画区域内の現状と課題について以下に整理します。

分類		課題または方向性			
		上位・関連計画(主な関連事項)	現状の都市構造と課題と各評価分析	アンケート調査	総括
市域全般	人口・コンパクトなまちづくり	・人口減少・少子高齢化に対応する持続可能な都市づくり	・市全体の人口が減少傾向 ・80歳代以上の高齢者層が大幅に増加 ・神郷、大佐など市域北部の高齢化率が大幅に増加 ・上市、西方地区の人口減少が顕著 ・30年後は、用途地域全体の高齢化率が約5割	・将来像は「福祉や医療が充実したまち」を最も重要視している ・半数がコンパクトなまちづくりを進めるべきと回答 ・住みたい場所は中心拠点へ容易にアクセスできる地域が5割以上 ・新見地域中部以外から新見地域中部への通勤は約3割	・都市機能の一層の集積と機能充実による利便性向上が必要となっている ・福祉と医療が充実したまちづくりが必要となっている ・国道180号等幹線道路沿線に都市施設等の集積が進んでおり、機能の役割分担と連携に必要な連続性に注目した計画的な配置と整備が必要
	用途地域	—	・用途地域内の未利用宅地、空地が増加傾向で、市街地内のスポンジ化が懸念される状況がみられる。 ・新見IC近辺の国道沿道では、商業系の土地利用が進展 ・用途指定(準工業または第二種住居)は乖離傾向にあり、一部に商業利用が進展	—	・土地それぞれが持つ潜在力を活かした、まとまりのある土地利用を進めるとともに、適切な用途地域への変更を検討する必要がある
都市計画区域内	土地利用・市街地整備	・にぎわいのある市街地の形成と地域の利便性を維持する都市づくり ・地域運営組織の拠点として空家・空き店舗の活用を検討 ・民間活力による学生の居住スペースを核とした新見駅西側の整備 ・空家等の発生・増加を抑制する、適切に管理されていない空家等の解消を促進する、空家等の流通・有効活用を促進する	・近年、住宅地の形成により、自然的土地利用から都市的土地利用へ範囲が拡大	・土地利用の重要度では、「積極的な都市の新規開発」と「生活の質の向上」を重要視 ・石蟹地区は「住宅地や商業地、工業地の開拓」を重要視	・土地利用の方向性として、積極的な開発だけでなく、身近な生活の質の向上が求められており、日常生活の利便性向上につながる都市施設の立地誘導、整備が求められる
	産業	・産業振興による活力のある都市づくり	・新見市を中心とした就業活動は近年広域化 ・1次産業と2次産業の従業員数は減少 ・正田地区、国道180号沿いに大規模小売店舗が集積 ・商店街・小売店が減少し、国道180号沿線にコンビニが進出	・正田地区は大型商業施設の立地誘導を最も重要視 ・駅周辺等のまちの拠点に充実されるべきと思う施設は10代～30代で大型ショッピングセンターが最も多い	・農林業は基幹産業として、振興を図る必要があり、商業は、正田地区のニーズ度が高く、中心拠点と合わせて商業核としての整備が必要
	交通	・アクセス性が高く、災害にも強い広域幹線道路網の整備 ・まちづくりと連動した地域交通ネットワークの構築 ・将来にわたって持続可能な交通体系の確立 ・利便性の高い新見市全体の公共交通ネットワーク ・中心市街地における移動の利便性を向上させる公共交通	・都市計画道路は長期未着手の路線が残る ・県道8号の歩道整備率が低い ・JR3駅と路線バス、市街地循環バスが運行しているが、利便性向上が課題 ・路線バス利用者数は減少傾向 ・市街地循環バス利用者数は緩い増加傾向(3.5万人以上を維持)	・通勤通学の便利さの満足度は高く、今後についても重要視している ・道路整備の重要度では、「生活道路網の整備」が約3割 ・金谷地区は歩道、自転車道などの整備を最も重要視 ・8割以上が運転免許、自家用車を保有 ・都市計画区域内も公共交通に対する重点改善が求められている ・バリアフリー、歩道、生活道路の整備と公共交通の利便性についての満足度は低い。同時に重要視している	・身近な生活道の都市施設や公共交通機関接続に配慮したバリアフリー化を推進し、高齢者等の交通弱者の安全で安心な歩行通行エリアの整備を進める ・公共交通の利便性向上に向けた取組が必要 ・道路整備に関しては、本市の地理的要因である南北を縦断する高梁川両岸に広がる市街地形成を踏まえ、都市計画道路の見直しや未整備区間の解消をすすめるとともに、非常時の国道180号の補完経路の確保と合わせて、県道8号の歩道・自転車道の整備が必要 ・道路ネットワークの視点から道路網ネットワークの構築
	住宅	・住宅宅地の安定供給の推進 ・若者・子育て世帯が住み続けられる住まいづくり ・高齢者・障がい者等が安心して暮らせる住まいづくり ・移住・定住の希望がかなえられる住まいづくり ・安全・安心で快適に暮らせる良質な住宅ストックの形成 ・良好な居住環境の形成と住宅地の魅力の向上 ・市民、事業者等と行政との協働による住まいづくり ・誰もが安心して暮らせる住宅セーフティネットの構築	用途地域内の住宅用地は全体の約3割 ・空家(老朽空家)は住宅が密集する地域に集中 ・農地の住宅地転用は近年横ばいだったが、H28年以降増加傾向にある	・生活環境評価では、「住宅環境の整備」は満足度が低い	・管理されている空家は活用し、特定空家相当の空家は積極的に処理する対応が求められる ・若者の転出入口を抑制のため、安全で安心で優良な魅力ある居住環境を整備し、若者や子育て世代が、新見市に住みたいと思える環境を整えていくことが求められる
	自然環境・景観	・環境にやさしい都市づくり ・自然と共生するまち ・環境を守るまち	—	・農地や緑地の保全の重要度では、「農地や緑地の保全」が約6割	・本市の地理的要因である南北を縦断する高梁川両岸に広がる市街地形成を踏まえ、自然環境の保全と都市開発のバランスを考えた上で、予め景観規制を設けることが必要である
	防災・防犯	・土砂災害を防止するための河川整備 ・安全・安心で暮らしやすい都市づくり	・山間の地理条件のため、区域の多くで、土砂災害危険度が高い ・災害時、特定空家相当の空家が多く密集する地域は災害被災時には2次災害の恐れがある ・高梁川沿岸沿いの正田・石蟹地区は、浸水対策が必要	・まちの将来像では高齢者ほど、「災害に対する備えが充実したまち」を重要視している。	・まちの将来像について、医療・福祉に次いで、災害に対する備えが大切としており、本市の地理的要因である南北を縦断する高梁川両岸に広がる市街地形成を踏まえ、土砂災害、河川浸水を中心としたさらなる対策が求められる
	医療・福祉	・高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 ・医療の確保	・新見IC周辺・新見駅周辺を中心に医療施設が集積 ・新見市役所周辺を中心に福祉施設が集積	・駅周辺等のまちの拠点に充実されるべきと思う施設は40代以上で総合病院が最も多い	・医療施設が集積している新見IC、新見駅周辺、市役所周辺の福祉施設を中心に、公共交通との連携も図りながら、住民のニーズ拡大、多様化に対応したまちづくりが求められる
	子育て・教育・教育の振興		・金谷地区、正田地区の通学が利便性が低い	・まちの将来像では若い世代ほど、「育児・教育環境が整ったまち」を重要視 ・住まいの生活環境評価では、正田、石蟹は「教育施設の整備や学校教育の充実」を重要視している	・若者世代の定住化を図るためには、子育て支援と教育環境の充実が重要であり、新見IC周辺の新見公立大学と医療拠点等を包括した学生を中心とした地域共生エリアの検討が求められる ・正田石蟹地区、南小中学校への安全に通学できる環境の整備が必要
	娯楽・文化	—	・都市公園が充実している(人口1人あたり面積23.22㎡) ・正田地区の国道180号沿いと新見地区を中心に娯楽・文化施設が集積	—	・現状の地域住民が交流できる文化施設の維持が重要である
	住民参加のまちづくり	地域間交流の促進	—	・まちの将来像では、「住民によるまちづくり活動が盛んなまち」とした回答者は平均より下回っている	・住民がまちづくりに対する意識向上につながる仕組、取組の強化が重要である

(2) 都市計画区域内の課題と方向性

① 土地利用

地域のポテンシャルを活かしたまとまりのある土地利用による地域活力創出に資するまちづくり

人口減少や少子高齢化が進む中であって、都市計画区域には、本市の全人口の約4割が居住しており、今後、その割合はさらに高まっていくことが予想されるとともに、市民からは、商業機能の充実、福祉・医療が充実したまちづくりを求める意見が多く、効率的な都市構造の実現と持続可能な都市運営が必要になると考えられます。

このため、幹線道路沿いの用途地域の連続性を確保することや、区域全体を見据えた都市機能施設を計画的に配置することで拠点性を高め、暮らしやすいまとまりのある都市を形成することが必要です。

また、区域を縦断する国道180号と主要地方道新見日南線を2本の柱に、JR新見駅周辺や市役所周辺、正田商業地域周辺などは、“にぎわいの中心”として望ましい土地利用を推進していく必要があります。

一方、区域全体の活力を再生、増進させていくためには、地域の拠点機能の充実と強化が重要であり、無秩序な土地利用の抑制と都市施設の適正で計画的な誘導と配置を図ることにより、それぞれの土地が持つ潜在力を活かしたまとまりのある土地利用を推進する必要があります。

② 交通環境

まちづくりの骨格となる道路ネットワークの再構築と持続可能な公共交通環境の確保

都市計画区域のまちづくりを進めるためには、区域内にある多様な都市施設の活用と適正で計画的な誘導と配置を進めることと並行して、まちづくりの骨格となる道路網を再構築し、市民生活の利便性向上や経済活動の基盤強化につなげる重要施設として充実していくことが必要です。

都市計画区域を縦断する国道180号と主要地方道新見日南線を柱に、拠点間を接続する主要幹線道路の充実を図るとともに、都市計画決定(昭和32年)して以降、長期間未着手となっている都市計画道路の見直し検討や、近隣都市との広域連携の強化や、高梁川両岸に展開する拠点間の連続性の確保に向けた新たな連絡路線を整備するなど、区域の目指すべき将来像を踏まえた計画的な道路網の再構築を目指します。

公共交通については、人口減少や少子化などを背景に公共交通の利用者数が減少する反面、高齢化の進行に伴い、移動手段を持たない人の増加が想定される中、区域と地域拠点間の交通環境の向上と区域内における滞在性・回遊性を高めることにより、市民生活とまちづくりを一体化した総合的で持続可能な公共交通ネットワークの確保を目指します。

③ 自然環境・景観

豊かな自然や景観、歴史を活かした美しく、環境にやさしい都市空間の創出

都市計画区域では、高梁川に沿って住宅や都市施設が集積しているものの、その後背部には優良な農地や山林が多く残っており、水と緑が豊かな自然環境を有しています。また、新見御殿町周辺など、歴史資源や観光資源を有した地域もあり、こうした自然資源や歴史、観光資源を活かした特色ある都市づくりを進めていく必要があります。

そのため、優良な農地と豊かな自然環境の保全を図りつつ、環境との調和が図られた都市づくりを進めるとともに、歴史的なたたずまいを残すまちなみ等を活用した新たな都市空間を創出するなど、統一感があり、美しく、環境と調和した都市環境の整備を目指します。

一方、自動車利用の増加等による環境負荷が増大しており、環境負荷の小さい都市構造への転換や、公共交通の利用促進などによる省資源・省エネルギー型ライフスタイルの定着など、自然環境と調和しつつ、住民との協働による環境負荷の低減を図る取組を推進する必要があります。

このため、公共交通の利用促進を進めるとともに、豊かな自然環境の保全及び調和に向けて緑地や水辺空間を生かした都市空間の整備を推進するとともに、公園緑地等の維持・保全や、緑化の推進等による環境にやさしい都市空間の創出を進める必要があります。

④ 都市防災

誰もが、安全・安心に暮らせる都市環境の整備

東日本大震災によって甚大な被害が発生し、今後も南海トラフ地震の発生が懸念されています。また、本市では、令和元年9月集中豪雨による被害が発生するなど、近年、局地的な豪雨による水害や土砂災害が頻発しており、より一層“災害に強い都市づくり”が求められていることから、将来の都市づくりにおいて、各種災害に対する“備える力”を高めていくことが求められています。

これまでの災害による経験と教訓を生かし、災害に強い都市施設や防災施設の充実、避難路の確保、防災や減災に配慮した土地利用などを計画的・重点的に促進していく必要があります。都市計画区域内には、道路が入り組んだ旧来からの住宅密集地があることを踏まえ、災害時の緊急車両の通行や、災害時の避難経路の確保、緊急避難場所となる公園などのオープンスペースの確保を進めるとともに、総合的な治水対策による浸水被害の抑制、都市施設の長寿命化・耐震化の促進、災害時におけるライフラインの早期復旧体制の構築等に努める必要があります。

さらに、誰もが、安全・安心に暮らせるまちづくりを進めるため、犯罪防止への配慮やユニバーサルデザインの視点に立った空間づくり、地域防災活動の促進などハード・ソフトの両面から取組を推進する必要があります。

⑤ 市民と行政の協働

市民と行政の協働体制による持続的な考え方を前提にした都市計画の推進

今後のまちづくりにおいては、行政のみならず、市民も重要な主体として、地域のことを積極的に考え、生活機能の確保や地域資源の活用によるコミュニティビジネスの立ち上げや他市町村との交流など、持続可能な地域を造っていくという考え方を前提に各種のまちづくりに取り組んでいく必要があります。

行政は、都市構造の骨格に関わる事項や市民の生命、財産に関わる事項などについて、主体的に取り組む一方、各地域固有の資源の活用や地域課題の解決など、地域レベルで解決すべき事項については、市民が積極的に参画・発案し、主体的に活動していく、「住民自治」を基本とした地域づくりを推進するとともに、市民と行政の協働による望ましいまちを築きあげていく必要があります。